

令和4年度広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：令和5年3月15日（水）
10時00分～12時00分

場所：県庁本館R階 R3会議室

1 食品生活衛生課長あいさつ

2 議題

- (1) 広島県動物愛護管理推進計画（令和3年度見直し）の概要について
- (2) 動物愛護管理推進計画における令和3年度の進捗状況の点検について
- (3) 広島県動物愛護推進員連絡会議の発足について
- (4) 県新動物愛護センターの整備の進捗について
- (5) マイクロチップ装着の一部義務化について
- (6) その他

出席者名簿

区分	所 属	役職名	氏 名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教 授	田 丸 政 男
	広島アニマルケア専門学校 (元中国学園大学・大学院教授)	講 師	福 田 伸 治
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会		欠 席
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会 長	沖 本 秀 和
4 動物愛護団体	広島県動物愛護推進員連絡会議	議 長	宮 崎 誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	センター長	波 谷 一 宏
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター	センター長	中 村 博 信
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課 長	菊 池 和 子
	広島県動物愛護センター	所 長	中 村 満
	広島市動物愛護センター	所 長	井 原 光 紀
	呉市動物愛護センター	専 門 員	西 山 二 郎
	福山市動物愛護センター	所 長	重 東 和 宏

令和4年度広島県動物愛護管理推進協議会

1	広島県動物愛護管理推進計画（令和3年度見直し）の概要について	1
2	動物愛護管理推進計画における取組み（令和4年度）について	
	(1) 動物愛護管理推進計画の取組状況	5
	(2) 令和3年度動物愛護管理実績	
	① 令和3年度の犬・猫の致死処分数等	9
	② 行方不明の届出件数等	10
	③ 犬による咬傷事故の件数及び状況	11
	④ 特定（危険）動物の許可状況	12
	⑤ 動物取扱業の登録及び立入調査の状況	14
	⑥ 犬・猫等の苦情件数集計表	15
	(3) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数	16
	(4) 広島県の犬猫引き取り頭数，殺処分数，個人譲渡率の推移，引取り状況	17
3	広島県動物愛護推進員連絡会議の発足について	19
4	県新動物愛護センターの整備の進捗について	28
5	マイクロチップ装着の一部義務化について	38
6	その他	
	(1) 広島県動物愛護管理推進協議会の開催時期と頻度の変更について	43
	(2) 広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱の改正について	44

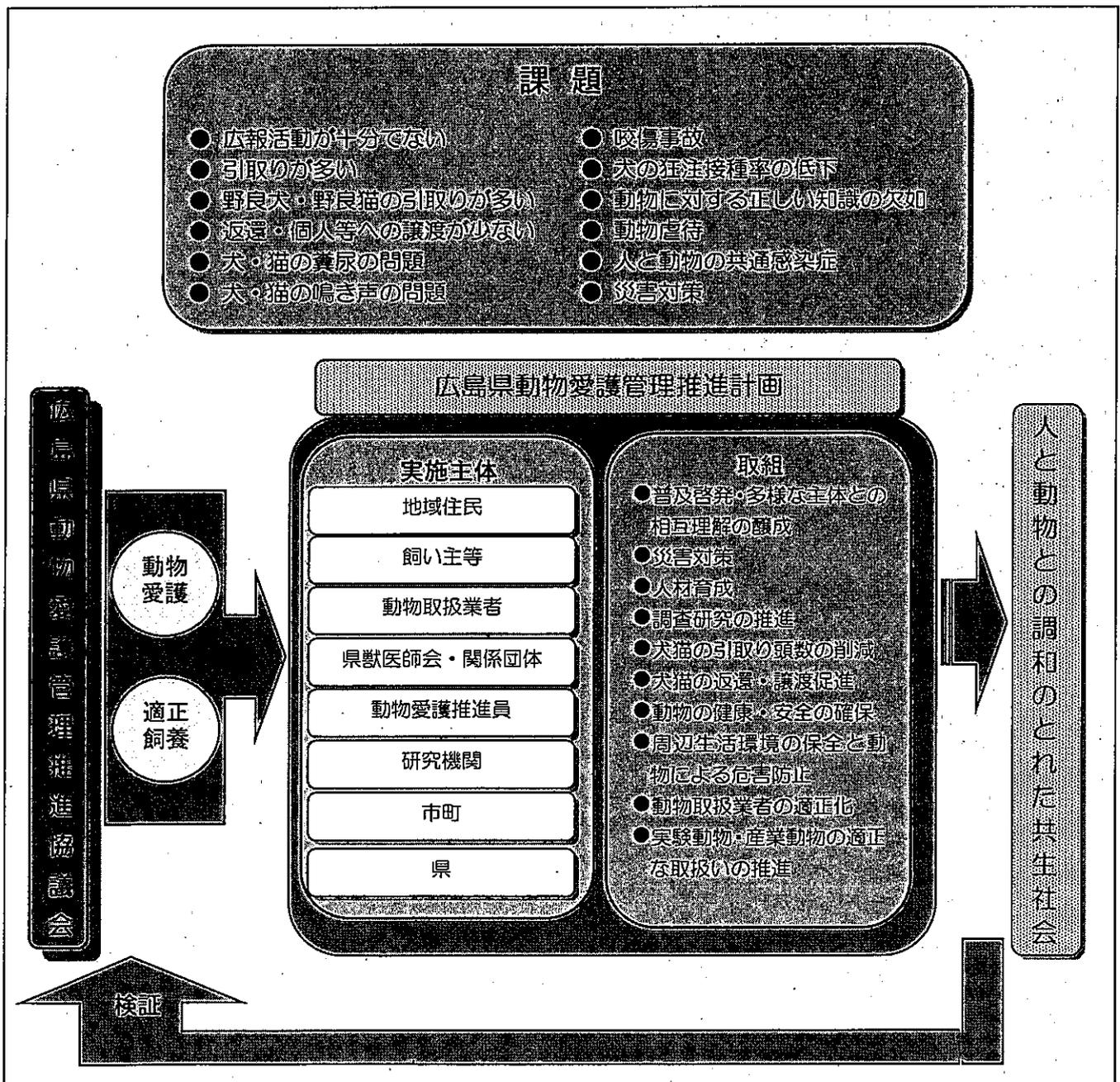
広島県動物愛護管理推進計画（概要版）

～令和3年度見直し～

本計画は、少子高齢化、核家族化が進行する中での、動物飼養への志向の高まりなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

地域住民	飼い主等	動物取扱業者	県獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア
動物愛護推進員	研究機関	市町	県

それぞれの立場で連携・協働し施策を推進していくことにより、各地域においてより良いコミュニケーションを図り、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現しようとするものです。



1 計画の概要

(1) 位置付け

「動物愛護管理法」第6条に基づく県の計画

(2) 対象

地域住民, 飼い主, 動物取扱業者, 県獣医師会, 動物愛護団体等の関係団体・ボランティア, 動物愛護推進員, 研究機関, 市町, 県

(3) 基本理念と目指す姿

基本理念	「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現
目指す姿	「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み, 動物の虐待や遺棄, 無責任なエサやり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており, 県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている状態

(4) 計画期間

令和3年度～令和12年度(10年間)

(5) 数値目標

指標	現状(令和元年度)	目標(令和12年度)
犬猫の収容頭数※1	4,715頭	3,300頭 (令和元年度比30%減)
個人への譲渡率※2 (県センターの目標)	9% (譲渡221頭/引取2,529頭)	26% (譲渡486頭/引取1,843頭)

※1 遺棄や放し飼い, 不妊去勢手術を行わないこと, 野良犬・野良猫への無責任な餌やり等を減少させることができれば, 地域に生息している野良犬・野良猫が減り, ひいては「犬猫の収容頭数」の減少に繋がるため指標に設定

※2 現在, 収容した犬や猫は国の動物愛護管理基本指針に示される「譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)」ものを除き全てを譲渡できている。しかし, その大部分は特定の動物愛護団体への譲渡のため, 今後も事実上殺処分のない状態をより安定して継続していくためには, 他の動物愛護団体や個人への譲渡を推進して譲渡先を分散することが重要となる。このようなことを踏まえ指標に設定

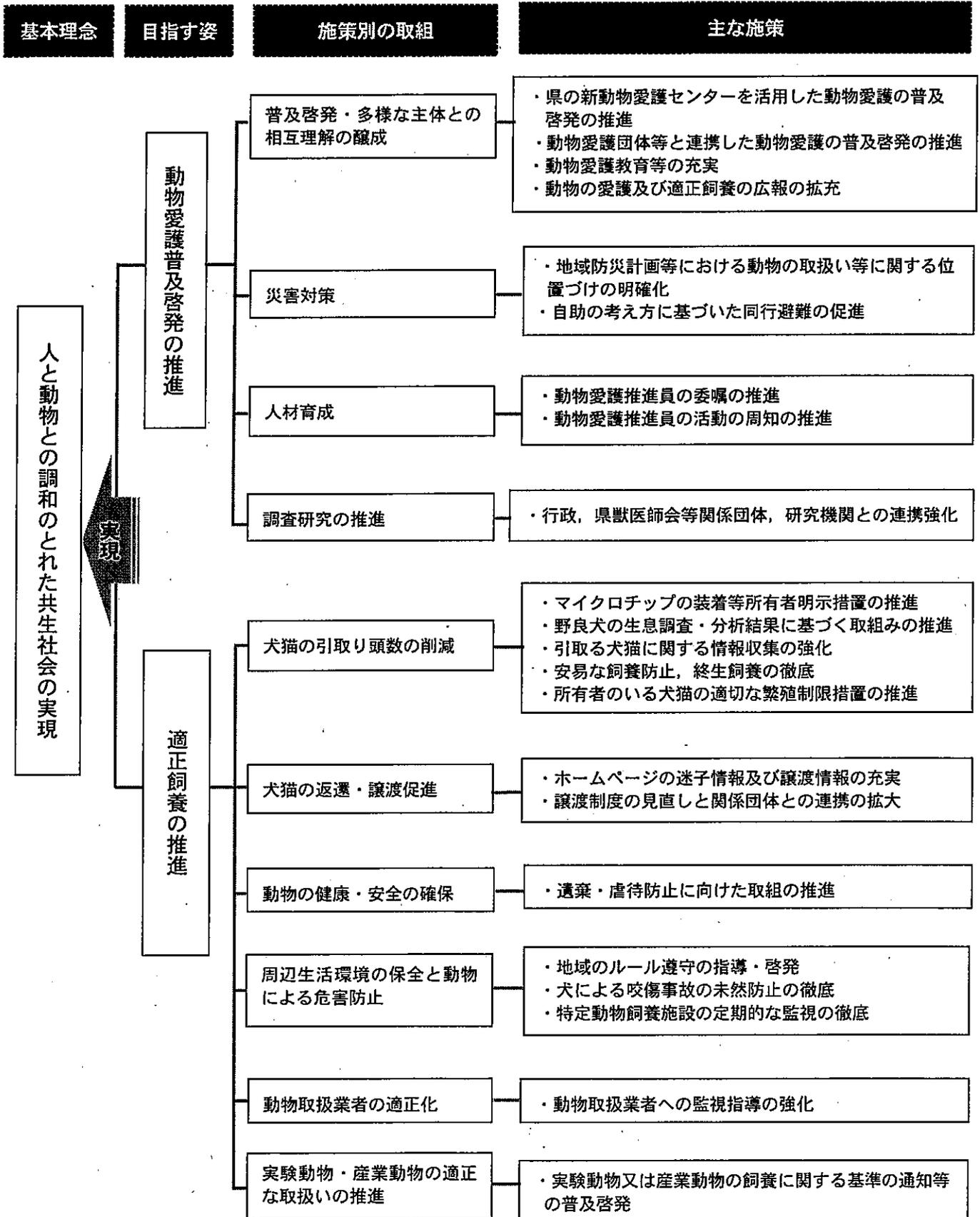
(6) 活動指標

活動指標	現状	目標
マイクロチップ装着率※1	犬 R1年度: 11.8% 猫 R1年度: 2.2%	犬 R12年度: 85% 猫 R12年度: 50%
新動物愛護センター来場者数※2	H27-R1年度平均: 3,500人	R7(開設3年後): 7,000人 (現状値の2倍) R12: 7,000人を維持

※1 マイクロチップの装着により遺棄・虐待や犬の放し飼い等が抑制されるとともに, 迷子となった犬猫が飼い主に返還されることにより野良犬・野良猫の減少に繋がるため設定

※2 来場者数の増加は「動物愛護」と「適正飼養」の普及啓発の推進や, 個人への譲渡の推進に繋がるため設定

【施策体系図】



2 令和3年度見直しの考え方

令和元年の動物愛護管理法改正や、これまでの県の取組の現状と課題踏まえて本計画の取組に反映するとともに、令和5年開設予定の県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込みました。また、施策を「動物愛護普及啓発の推進」と「適正飼養の推進」に大別しました。

(1) 動物愛護管理法の主な改正内容を反映

- 動物愛護管理法の改正内容を踏まえた動物取扱業への立入検査の実施
 - ・施設の規模、従事する職員数、出産回数等の規定の遵守状況の確認・検査を実施
- マイクロチップ装着の推進
 - ・動物取扱業者に課されたマイクロチップ装着義務の遵守状況の確認・検査を実施
 - ・努力義務とされた一般飼養者等へのマイクロチップ装着の取組みを強化

(2) 本県の動物愛護管理の現状と課題を踏まえ取組に反映

- 野良犬・野良猫の減少に係る取組の強化
- 個人の方や小規模の動物愛護団体等への譲渡の推進に係る取組を強化

(3) 県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込む

- 県の新動物愛護センターにおける各種イベントの充実
 - ・県の新動物愛護センターにおいて、民間と連携したイベント、各種教室、譲渡会等を開催するなどして個人譲渡及び普及啓発を推進

(4) 施策の大別と活動指標の設定

ア 動物愛護普及啓発の推進

目指す姿 (10年後)	「動物愛護」に対する理解が進み、県民は命ある動物の適切な取扱いについて、また所有者等は自らの責任と動物の習性に係る知識等について学ぶ機会が増加し、「適正飼養」につながる機運が醸成されています。
施策分類	① 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 ② 災害対策 ③ 人材育成 ④ 調査研究の推進
活動指標	県の新動物愛護センター来場者数

イ 適正飼養の推進

目指す姿 (10年後)	「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌やり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られています。
施策分類	⑤ 犬猫の引取り頭数の削減 ⑥ 犬猫の返還・譲渡促進 ⑦ 動物の健康・安全の確保 ⑧ 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 ⑨ 動物取扱業者の適正化 ⑩ 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進
活動指標	マイクロチップ装着率

(1) 動物愛護管理推進計画の取組状況

実施	分類	取組	実施主体	取組内容	
普及啓発の実施	リーフレットの配布	県・3市 市町 保健所 愛玩動物協会	県・3市 市町 保健所 愛玩動物協会	内容: ・動物の適正飼養、不妊去勢手術啓発 ・動物の遺棄・虐待防止 ・飼い主責任 ・地域猫活動周知 ・動物由来感染症 ・譲渡会リーフレット ・狂犬病予防法遵守 ・しつけ教室の案内 ・動物愛護週間啓発 ・ペット防災 等	
	ポスター掲示	県・3市 市町 保健所 愛玩動物協会	県・3市 市町 保健所 愛玩動物協会	内容: ・動物の適正飼養、不妊去勢手術啓発 ・動物の遺棄・虐待防止 ・飼い主責任 ・地域猫活動周知 ・動物由来感染症(厚生労働省) ・狂犬病予防法遵守 ・ペット防災 等	
	看板の設置	県・3市 市町	県・3市 市町	内容: ・動物の適正飼養(散歩時のマナー啓発、犬の放し飼い禁止、無責任な餌やり禁止) ・不妊去勢手術をしましょう ・遺棄虐待防止 等	
	ホームページへの掲載	県・3市 市町	県・3市 市町	内容: ・動物の適正飼養、不妊去勢手術啓発 ・動物の遺棄・虐待防止 ・飼い主責任 ・地域猫活動周知 ・動物由来感染症 ・譲渡会の案内 ・狂犬病予防法遵守 ・ペット防災 ・しつけ教室の案内 等 ※県HP該当ページへのリンクを含む	
	その他	県・3市 市町	県・3市 市町	内容: ・広報誌への掲載 ・町内放送 ・テレビでの放映(取材含む) ・FMラジオ ・YouTubeでの動画配信 ・SNS活用	
県の動物愛護センターを活用した普及啓発の推進	県の動物愛護センターと連携した各種イベントの充実	実績なし			
	県の動物愛護センターと連携した普及啓発事業の実施	実績なし			
	動物愛護センターにおけるモデル犬の育成	県・3市	内容: ・しつけのデモンストレーション ・愛護教室 等		
動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進	動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進	福山市	福山市動物愛護センター譲渡犬・猫の写真展(2019・2020年度譲渡分)	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	福山市動物愛護センター譲渡犬・猫の写真展(2019・2020年度譲渡分) 令和3年10月27日～ 2019年度、2020年度に福山市動物愛護センターから譲渡した犬・猫の写真展。動物愛護センターホール及びWeb上で開催。
		福山市	11+わんわんフェスタ(Lazo及び穴吹ビジネス専門学校主催)	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	11+わんわんフェスタ(Lazo及び穴吹ビジネス専門学校主催) 令和3年10月31日 ペットとの同行避難訓練体験、感染症講演会、動物ウルトライクズ、しつけ＆マナーお悩み相談等
		東広島市	動物愛護写真展	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	動物愛護写真展 令和3年12月1日～令和3年12月8日 保護犬猫を題材とした写真展示
		東広島市	第13回保護犬猫をむかえよう!	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	第13回保護犬猫をむかえよう! 令和3年10月24日 西条中央公園で開催。保護犬猫の譲渡会をはじめ、スタンブラリー、小さな命の授業、写真展等を行い、市民の動物愛護に関する意識を向上させた。
		広島県	令和3年度動物慰霊式	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	令和3年度動物慰霊式 令和3年9月22日～24日 参加人数 52名 献花台の設置 (参加:呉市、東広島市、尾道市、愛玩動物協会等)
	動物慰霊式	広島市	動物慰霊式	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	動物慰霊式 令和3年9月22日 参加人数 6名 コロナ禍により動物愛護センター職員のみでの開催。追悼の辞、参加者による献花。
		県保健環境センター	令和3年度実験動物慰霊式	行 事 名 開 催 年 月 日 行 事 内 容	令和3年度実験動物慰霊式 令和4年2月24日 参加人数 13名 実験動物慰霊の詞及び献花(所内行事)
		広島県	犬・猫の譲渡講習会	行 事 名 開 催 回 数 行 事 内 容	犬・猫の譲渡講習会 開催月日 毎週月・水・金曜日、第3日曜日 153回 参加人数 478名 収容頭数、飼主の義務、日常管理の方法、しつけデモンストレーション、適正飼養、ふれあい体験、人と動物の共通感染症について講習
	犬猫の飼育講習会の開催	福山市	犬の譲渡講習会	行 事 名 開 催 回 数 行 事 内 容	犬の譲渡講習会 開催月日 毎週木曜日及び奇数月の第2日曜日 35回 参加人数 112名 終生飼育・犬に関わる法律・犬の病気・犬のしつけ方等について講習
		愛玩動物協会	譲渡会	行 事 名 開 催 回 数 行 事 内 容	譲渡会 開催月日 令和3年10月24日、令和3年3月6日、令和3年3月27日 3回 愛護団体と共催で開催した譲渡会において、終生飼養等の講習を実施(東広島市、広島市)

普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

	犬のしつけ方教室の実施	広島県	行 事 名	パピーパーティー、犬の暮らし方教室	開催月日	毎月末水曜日(パピーパーティー)、第2水曜日(暮らし方教室)	
			開催回数	18回	参加人数	84名	
			行 事 内 容	社会性を身に着ける、問題行動の予防及び対処法、基本的なしつけ			
		広島市	行 事 名	犬のしつけ方教室	開催月日	令和3年11月5日、令和3年11月26日、令和3年3月10日	
		開催回数	3回	参加人数	42名		
		行 事 内 容	犬同様のしつけトレーニング				
	福山市	行 事 名	犬のしつけ方教室	開催月日	第3金曜日		
		開催回数	10回	参加人数	15名		
		行 事 内 容	おすわり・ふせ・待てなどの基本的なしつけを飼い犬とともに実施				
	廿日市市	行 事 名	犬のしつけ教室	開催月日	令和3年10月8日		
		開催回数	2回	参加人数	8名		
		行 事 内 容	広島県動物愛護センターの職員を講師として招き、参加者(犬の飼い主)に対して、犬のしつけ方及び飼い主のマナー等について実演を交え講義を実施				
動物愛護教育の充実	ふれあい動物愛護教室の実施	呉市	行 事 名	動物ふれあい教室	開催月日	令和3年3月7日、令和3年3月18日	
			開催回数	2回	参加人数	25名	
			行 事 内 容	保育所、小学校を対象に動物とのふれあいを通して、いのちの大切さを学んでいく			
	成長過程に応じた動物愛護教育	三原市	行 事 名	動物絵画コンクール	開催月日	令和3年6月23日～令和3年11月25日	
			開催回数	1回	参加人数	777名	
			行 事 内 容	市内小学校3年生を対象に、「動物とわたし」というテーマでの絵画コンクールを実施し、子どもたちの動物愛護精神の高揚を図った。			
	学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施	実績なし	行 事 名		開催月日		
			開催回数	回	参加人数	名	
			行 事 内 容				
動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	普及啓発の拡大(新たに開始したもののみ記載)	県・3市	内容:	・地元の動物系番組との協力(譲渡犬紹介、適正飼養等) ・YouTubeでの動画配信			
	大規模な広報事業(動物愛護キャンペーン等)の実施	実績なし					
災害対策	市町の地域防災計画等への位置づけの明確化	県・3市 市町	内容:	・地域防災計画に動物愛護管理に関して記載			
	自助の考え方の普及啓発・要領等に則った災害対策	県・3市 市町	内容:	・危機管理部署との体制整備 ・ホームページへ同行避難所等防災情報の掲載 ・備蓄品や普段のしつけについて講習等により普及啓発 ・「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用した避難所運営想定			
	同行避難の推進(避難訓練等)	県・3市 市町	内容:	・防災ハンドブックの作成及び関係機関への配布 ・備蓄品や平時におけるしつけ等について講習			
			行事:	・ペット防災意見交換会の実施(三原市・広島県) ・ボランティアが主催のペット防災セミナーを後援(東広島市)			
				県内における同行避難可能な避難所の数:349箇所、同伴避難可能な避難所の数:30箇所			
				内容:	・動物取扱責任者研修時に指導		
動物取扱業者の災害時対策の徹底	動物取扱業者への災害時対応マニュアル作成指示等の指導	県・3市	内容:	・監視時にマイクロチップの挿入確認 ・逃走時の連絡先等の確認 ・新規飼養者に対する指導を実施 ・定期監視時に逃走時の対応を指導 ・特定動物の飼育者に対して監視指導			
特定動物の災害時対策の徹底	特定動物の逃走時の対応マニュアルに基づいた監視・指導	県・3市	内容:	・ペット防災意見交換会の実施			
災害時ネットワークの構築	動物愛護団体等とのネットワークの構築	県・3市 愛玩動物協会	内容:	・ボランティアを交えたペット防災意見交換会の実施			
人材育成	行政担当者の知識・技術の習得の支援	行政担当者の知識・技術の習得の支援	県・3市 保健所	内容:	・学会、セミナーへの参加支援 ・狂犬病予防法に関連する事務手続きの整理、資料作成		
	動物愛護推進員の養成	動物愛護推進員の養成	広島県	推 進 員 数	31名	(獣医師 11名、愛玩動物飼養管理士 7名、その他 13名)	
				委 嘱 年 月 日	令和2年4月1日		
			広島市	推 進 員 数	19名	(獣医師 10名、愛玩動物飼養管理士 4名、その他 5名)	
				委 嘱 年 月 日	令和元年4月1日		
		呉市	推 進 員 数	6名	(獣医師 3名、愛玩動物飼養管理士 1名、その他 2名)		
			委 嘱 年 月 日	令和2年4月1日			
		福山市	推 進 員 数	7名	(獣医師 0名、愛玩動物飼養管理士 7名、その他 0名)		
			委 嘱 年 月 日				
	研修の実施	研修の実施	福山市	研修実施回数	1回	参加者数	7名
			研修実施年月日	令和3年8月5日			
			研修内容	前年度の活動報告、「動物愛護のつどい」について等			

	動物愛護推進員の 愛護活動の促進・ 周知	県・3市 愛玩動物協会	・ホームページにて愛護活動内容の掲載 ・動物愛護の活動を実施している者に対し、活動への参加を勧誘	
専門知識 を持つ者 の育成	専門学校等の学 生・講師を対象とし た研修会の実施	広島市	内容: ・専門学校のインターンシップ受入	
	専門学校等におけ る動物の適正飼養 指導	実績なし		
専門知識 等を持つ 人材の活 用	人材情報を関係者 間で共有する仕組 みの構成	実績なし		
調査研究の 推進	行政、県 獣医師会 等関係団 体、研究 機関との 連携強化	県・3市 獣医師会	内容: ・県・3市については業務概要に掲載 ・SFTSについてのサーベイランス事業(獣医師会)	
	研究目録 の作成	過去の調査研究の 取りまとめ	広島県 内容: ・事業概要に掲載	
犬及び猫の 引取り頭数 の削減	マイクロ チップの装 着等所有者 明示措 置の推進	一般飼養者のマイ クロチップ装着の徹 底	県・3市 獣医師会 ペットショップ連合 会	内容: ・講習会等で所有者明示の教示 ・譲渡、販売動物へのマイクロチップ装着
		マイクロチップリー ダーの配備	県・3市 市町 獣医師会 ペットショップ連合 会	内容: ・動物愛護センター、保健所、市町窓口等への配備 ・動物病院、販売店舗への配備
		搬入された犬猫に おける所有者情報 (マイクロチップ等) の確認	県・3市	内容: 検査頭数: 3,775 頭 (うち陽性頭数: 8 頭)
	野良犬及 び野良猫 の引き取 り頭数の 削減	野良犬の収容頭数 削減対策	県・3市 市町	内容: ・講習会等での普及啓発 ・苦情相談時等における現地指導 等
		野良猫の収容頭数 削減対策	県・3市 市町	内容: ・講習会等での普及啓発 ・苦情相談時等における現地指導 等
		地域における野良 犬(野良猫)対策協 議会の設置(支援)	県・3市 市町	内容: ・協議会の設立 ・自治体を通じた区長等への協議会設置依頼 ・協議会に対する野良猫の不妊去勢手術費用補助
		野良犬野良猫を生 み出さないための 県民の取組支援	県・3市 市町	内容: ・地域猫活動に対する支援 ・ボランティアの作成したポスターの配布協力 等
		引き取る犬猫に関 する情報収集の強 化(協力)	県・3市 市町	内容: ・引取相談時に飼い主の有無、様家及び餌やりの情報等を徴取
		飼い主のいない猫 の支援活動の推進 (地域猫活動、TNR 活動等)	県・3市 市町	内容: ・無料で不妊去勢手術を実施(県・3市、安芸太田町) ・不妊去勢手術への定額補助(廿日市市、府中町、庄原市) ・餌代等活動費用の補助(廿日市市、府中町、東広島市) ・捕獲機等必要物品の貸出(江田島市) ・捕獲、病院への搬入の手伝い(愛玩動物協会)
	飼い犬及 び飼い猫 の引き取 り頭数の 削減	安易な飼養防止の 普及啓発	県・3市 市町 ペットショップ連合 会 愛玩動物協会	内容: ・譲渡前、販売前の説明 ・譲渡前、販売前に終生飼養可能かの確認 ・譲渡講習会や販売店において、飼育にかかる費用等デメリットの説明
		終生飼養の徹底	県・3市	内容: ・所有権放棄相談時に、飼育継続が本当に困難か、新しい飼い主をみつける努力を十分に行ったか確認し、終生飼養の責任を十分に果たしていないと判断される場合は、引き取り拒否を行っている。
	所有者のいる犬猫 の適切な繁殖制限 措置の推進		呉市	助成対象 <input type="checkbox"/> 飼い犬 <input checked="" type="checkbox"/> 飼い猫 助成開始年月日 平成7年11月1日 助成金額内訳 猫の不妊手術1頭3,500円 猫の去勢手術1頭2,500円 R3年度実績 不妊手術 227頭 去勢手術 158頭
			神石高原町	助成対象 <input checked="" type="checkbox"/> 飼い犬 <input checked="" type="checkbox"/> 飼い猫 助成開始年月日 平成25年4月1日(平成28年4月1日より1頭当たりの補助額を増額) 助成金額内訳 手術費の1/2 上限15,000円 R3年度実績 犬 10匹 猫 111匹
犬の登録・ 狂犬病予 防注射の 促進	集合注射	3市 市町 獣医師会	実施内容 市町と獣医師会が連携して実施 実施日数 2~26日 注射会場数 8~234か所 登録手数料 3000円 注射料金 2500~2550円 注射済票交付手数料 550円	
	臨時の集合注射 (4~6月以外)	市町	内容: ・新型コロナウイルスの影響により、10、11月に実施	
	注射済証と注射済 票交換の啓発	県・3市 市町 獣医師会 ペットショップ連合 会	内容: ・未接種者への啓発ハガキ送付 ・メール配信での啓発 ・接種時期における案内はがき内での啓発	

犬猫の返還・譲渡促進	元の所有者等への返還所有者等への返還	ホームページ情報の充実	県・3市 市町	内容: ・動物の収容場所、写真、特徴等の詳細をホームページ上に掲載 ・市内告知端末や市町方法発信アプリにて迷子情報を掲載	
		ボランティア等との連携	県・3市 市町 愛玩動物協会	内容: ・ボランティアによるSNSでの情報発信や、ポスティング ・県民が作成した迷子犬猫のチラシを窓口に掲載 ・ボランティアによる迷子猫の捕獲補助	
	犬及び猫の譲渡の促進	譲渡制度の見直し	東広島市	内容: ・令和3年度から、ボランティアと市が共催する犬猫譲渡会に参加予定の犬猫に対する不妊去勢手術費の補助制度を開始	
		関係団体との連携拡大(新たに行ったものみ記載)	実績なし		
		ホームページの譲渡情報の充実	県・3市 市町	内容: ・動物の写真、特徴等の詳細をホームページ上に掲載 ・ボランティアの実施する譲渡会情報の掲載	
		譲渡制度及び譲渡動物の情報発信の強化	県・3市 市町	内容: ・コンビニ等へのチラシ配架 ・ホームページ譲渡情報掲載箇所の相互リンク 等	
動物の健康・安全の確保	動物の域・虐待の防止	動物の遺棄・虐待防止の周知	県・3市 市町 ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・地域猫活動地域等、遺棄されやすい場所への重点的なポスター掲示 ・遺棄、販売時における罰則等の説明 ・譲渡、販売時におけるマイクロチップの挿入	
		調査・指導の徹底	県・3市 市町	内容: ・虐待疑いの情報提供があった場合における現地訪問、指導 ・遺棄、虐待疑い事案における警察への情報提供、協議、警察による現地確認時の同行 ・多頭飼育宅の複数回の訪問による、ネグレクト抑制	
周辺生活環境の保全と動物による危害防止	地域ルール遵守の指導・啓発	犬の適正飼養の指導・啓発	県・3市 市町 ペットショップ連合会	内容: ・ホームページ、チラシ、看板等の普及啓発 ・苦情相談があった場合の現地指導 ・譲渡講習会や販売時における説明 等	
		猫の適正飼養の指導・啓発	県・3市 市町 ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・ホームページ、チラシ、看板等の普及啓発 ・放し飼いの防止の啓発 ・苦情相談があった場合の現地指導 ・譲渡講習会や販売時における説明 等	
		無責任な餌やり行為の防止の強化	県・3市 市町	内容: ・苦情相談対応や引渡し、保護作業の際に情報を収集し、指導 ・電話や現地訪問による指導 ・地域猫活動等、餌をやる場合の最低限の責任について説明 ・ホームページ、チラシ、看板等の普及啓発 等	
		犬咬傷事故未然防止の徹底	テキストの作成・活用	県・3市 市町	内容: ・野良犬の多い地域へ重点的にリーフレットを配布 ・犬の飼い方ハンドブックの配布
		特定動物の飼い主の社会的責任の周知	特定動物の飼い主の責任の周知徹底	県・3市	内容: ・マイクロチップによる所有者明示の確認 ・定期監視時に終生飼養並びに飼えなくなった場合の想定等の確認、逃走防止策の確認、指導
		特定動物飼養許可施設の定期的監視の実施	特定動物飼養許可施設の定期的監視の実施	県・3市	内容: ・定期的な施設監視の実施 令和3年度実績: 施設数33件、立入件数15件、指導件数4件
		狂犬病対応マニュアルの活用	狂犬病対応マニュアルの改正	なし	
			狂犬病の発生及び蔓延防止	県・3市 市町 保健所	内容: ・狂犬病注射事業の実施、指導 ・狂犬病予防担当者会議の実施
		人と動物の共通感染症防止	普及啓発資料の作成・活用	県・3市 市町 獣医師会 ペットショップ連合会	内容: ・STFSIに対する注意喚起をHP及び地域猫活動者に周知 ・パンフレット、ポスター、ハンドブックを活用した普及啓発 ・内部寄生虫などの共通感染症のリスクを販売、譲渡時などに説明
	動物取扱業者の適正化	動物取扱業者への監視指導の強化	動物取扱業者への監視指導の実施	県・3市	内容: ・苦情相談があった場合や、更新時等の抜き打ちでの現場監視、指導
		動物取扱業者のさらなる適正化と動物の不適正な取り扱いへの対応強化	県・3市	内容: ・動物愛護管理法改正に係る説明会を実施	
		販売される犬猫のマイクロチップ装着の確認	ペットショップ連合会	内容: ・販売店に対し、マイクロチップの装着確認をして譲り渡すよう周知	
		飼い主の責務に関する説明の徹底	動物取扱業者による購入者等への説明の徹底	県・3市 ペットショップ連合会	内容: ・動物取扱業者の監視及び動物取扱責任者研修(改正法説明会)において説明 ・各販売店での飼育に関する様々な説明と愛護法重要事項の説明の徹底
			マイクロチップ登録制度についての購入者への説明	ペットショップ連合会	内容: ・名義の変更の方法や伴う費用の説明
		動物取扱責任者研修内容の充実	動物取扱責任者研修内容の充実	県・3市	内容: ・新型コロナウイルスの影響により、任意参加の説明会として、動物取扱責任者研修に代えて実施 ・動物愛護法の改正等について説明
正取動物・産業動物の適正な取扱いの推進	実験動物施設への普及啓発	実験動物施設へのアンケート等による飼養状況等の把握	実績なし		
		「3Rの原則」及び実験動物の飼養保管等基準の普及啓発	実績なし		
	畜産業者等への指導	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及・啓発	実績なし		
その他	その他	ボランティアの受入	広島市、呉市	収容犬猫の飼養管理ボランティアの受入(学生を含む)	

(2) 令和3年度動物愛護管理実績

別紙2-1

① 令和3年度の犬・猫の致死処分数等

	保護	引渡	所有権放棄	計 (令和元年度比%)	返還	譲渡		個人譲渡率 (令和元年度比%)	安楽死処分数 (環境省分類)			
						個人	団体		計	①	②	③
広島県	犬	178	896	27	1,101	26	154	831	985	41	0	7
	ねこ	128	165	165	293	5	72	168	240	10	0	12
	計	178	1,024	192	1,394	31	226	999	1,225	51	0	19
広島市	犬	10	26	5	41	26	11	2	13	0	0	0
	ねこ	141	72	72	213	2	52	148	200	0	0	20
	計	10	167	77	254	28	63	150	213	0	0	20
呉市	犬	35	61	1	97	12	42	60	102	0	0	2
	ねこ	43	0	0	43	2	3	38	41	0	0	0
	計	35	104	1	140	14	45	98	143	0	0	2
福山市	犬	29	390	7	426	41	43	298	341	28	0	4
	ねこ	249	249	39	288	3	45	188	233	0	0	54
	計	29	639	46	714	44	88	486	574	28	0	58
合計	犬	252	1,373	40	1,665	105	250	1,191	1,441	69	0	13
	ねこ	561	276	276	837	12	172	542	714	10	0	86
	計	252	1,934	316	2,502	117	422	1,738	2,155	79	0	99

※ 環境省事務要の記入要領に準じて記入

安楽死処分数の環境省分類

- ① 譲渡することが適切ではない(治療見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ①以外の殺処分
- ③ 引取後の死亡

②行方不明の届出件数等 (単位：件)

		届出件数	届出後の状況			
			発見			未発見
			飼い主※	警察	センター	
広島県	犬	90	41	5	3	41
	ねこ	167	74	1	0	92
広島市	犬	51	27	6	0	18
	ねこ	230	105	0	1	124
呉市	犬	36	19	2	1	14
	ねこ	68	34	1	2	31
福山市	犬	62	30	3	3	26
	ねこ	126	36	0	1	89
合計	犬	239	117	16	7	99
	ねこ	591	249	2	4	336

※警察及びセンターで保護されたことにより発見したもの以外

(注) 未発見件数には発見の報告のないものも含まれる

③犬による咬傷事故の件数及び状況

	咬傷事故の件数	咬傷事故をおこした動物の状況			被害者の状況			咬傷事故の発生時に被害者の状況			咬傷事故の発生後の状況			咬傷事故の発生場所					
		飼い主・養護者	それ以外	計	死に	怪し	計	けが	けが	けが	けが	けが	けが	けが	けが	けが	けが		
広島県	登録	27	4	29	7	8	5	6	3	6	10	1	2	0	0	0	15	11	1
	飼い主不明	5	0	5	1	3	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	4	1	0
	未登録	3	0	3	/	/	2	1	0	1	1	0	1	1	1	1	/	/	3
	計	35	4	40	8	11	5	8	3	9	14	1	4	2	0	32	19	14	5
広島市	登録	39	2	39	6	20	11	14	0	4	13	2	6	1	0	38	18	22	0
	飼い主不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未登録	2	0	2	/	/	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
	計	41	2	41	6	20	11	14	0	4	15	2	6	1	0	38	18	24	0
呉市	登録	3	0	3	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0
	飼い主不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未登録	0	0	0	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	3	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0
福山市	登録	12	0	12	2	3	6	3	0	0	6	0	1	0	0	12	2	7	3
	飼い主不明	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	未登録	1	0	1	/	/	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	0	14	3	4	6	3	0	0	7	0	1	0	0	13	2	7	3
合計	登録	81	6	88	15	32	24	23	3	10	34	3	9	1	0	80	35	43	4
	飼い主不明	6	0	6	2	3	0	1	0	3	2	0	0	0	0	6	4	2	0
	未登録	6	0	6	/	/	2	1	0	1	4	0	1	1	1	3	4	4	3
	計	93	6	99	17	34	27	25	3	13	42	3	11	3	0	89	39	50	8

④ 特定（危険）動物の許可状況

様式2-4

(令和4年3月31日現在) (単位: 件, 頭)

		おながざる科		てながざる科		ひと科		くま科		ねこ科		そう科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	既存飼養												
	生業維持												
	展示	3	5										
	試験研究 その他	1	0										
	合計	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	既存飼養	3	6	1	2								
	生業維持												
	展示	5	55			1	5	1	3	5	12	2	5
	試験研究 その他												
	合計	8	61	1	2	1	5	1	3	5	12	2	5
呉市	既存飼養												
	生業維持												
	展示												
	試験研究 その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	既存飼養												
	生業維持												
	展示	5	9	1	2					6	11	1	1
	試験研究 その他	1	7										
	合計	6	16	1	2	0	0	0	0	6	11	1	1
	総計	18	82	2	4	1	5	1	3	11	23	3	6

		さい科		きりん科		うし科		ひくいどり科		かみつきがめ科		どくとかげ科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	既存飼養									7	7	1	2
	生業維持									1	0		
	展示												
	試験研究 その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	1	2
広島市	既存飼養									1	1		
	生業維持												
	展示	1	3	1	5	1	3			1	3		
	試験研究 その他												
	合計	1	3	1	5	1	3	0	0	2	4	0	0
呉市	既存飼養												
	生業維持												
	展示												
	試験研究 その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	既存飼養									1	2		
	生業維持												
	展示			1	3			1	2				
	試験研究 その他												
	合計	0	0	1	3	0	0	1	2	1	2	0	0
	総計	1	3	2	8	1	3	1	2	11	13	1	2

		おとおかげ科		にしきへび科		ボア科		コブラ科		くさりへび科		アリゲーター科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	既存飼養			1	1	1	1						
	生業維持												
	展示												
	試験研究 その他									1	100		
	合計	0	0	1	1	1	1	0	0	1	100	0	0
広島市	既存飼養			2	3	4	6			2	2	2	2
	生業維持												
	展示			1	1	1	1			1	2		
	試験研究 その他			2	4	1	1					1	1
	合計	0	0	5	8	6	8	0	0	3	4	3	3
呉市	既存飼養												
	生業維持												
	展示											1	2
	試験研究 その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
福山市	既存飼養					1	2						
	生業維持												
	展示			1	2							1	2
	試験研究 その他												
	合計	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0	1	2
	総計	0	0	7	11	8	11	0	0	4	104	5	7

		クロコダイル科		合計	
		件数	個体数	件数	個体数
広島県	既存飼養			10	11
	生業維持			1	0
	展示			3	5
	試験研究 その他			0	0
	合計	0	0	16	116
広島市	既存飼養			15	22
	生業維持			0	0
	展示	1	1	22	99
	試験研究 その他			4	6
	合計	1	1	41	127
呉市	既存飼養			0	0
	生業維持			0	0
	展示			1	2
	試験研究 その他			0	0
	合計	0	0	1	2
福山市	既存飼養			2	4
	生業維持			0	0
	展示			17	32
	試験研究 その他			0	0
	合計	0	0	20	43
	総計	1	1	78	288

⑤動物取扱業の登録及び立入調査の状況

【第一種】

(令和4年3月31日現在) (単位:件)

		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養	計	実施設数
広島県	登録数	175	224	7	36	40	0	1	483	367
	立入件数	29	25	2	3	5	0	0	64	
	指導件数	4	0	0	0	0	0	0	4	
広島市	登録数	172	255	13	26	28	0	1	495	384
	立入件数	59	76	3	8	14	0	0	160	
	指導件数	3	2	0	0	0	0	0	5	
呉市	登録数	34	35	3	2	4	0	0	78	66
	立入件数	22	20	1	0	2	0	0	45	
	指導件数	0	0	1	0	1	0	0	2	
福山市	登録数	100	108	3	10	10	0	0	231	187
	立入件数	38	37	1	5	3	0	0	84	
	指導件数	4	0	0	0	0	0	0	4	
合計	登録数	481	622	26	74	82	0	2	1,287	1,004
	立入数	148	158	7	16	24	0	0	353	
	指導件数	11	2	1	0	1	0	11	26	

【第二種】

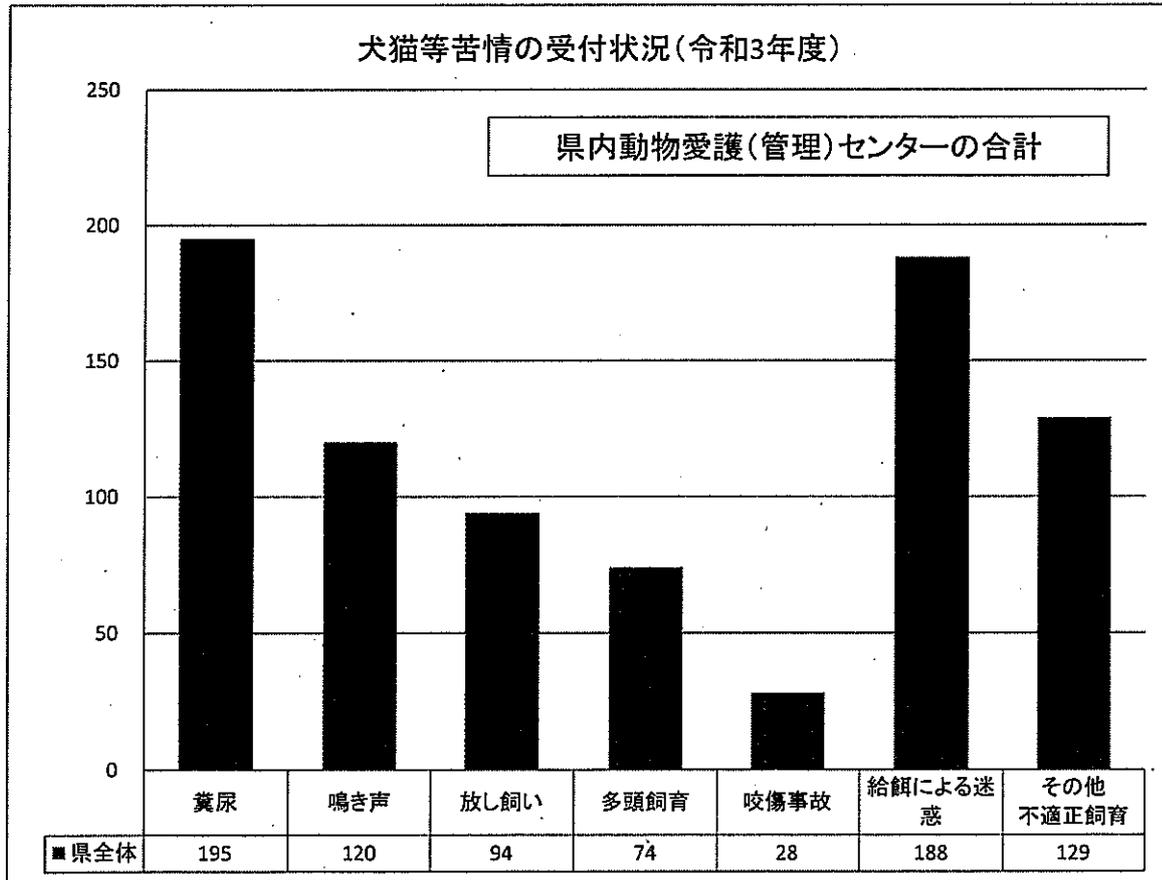
(令和4年3月31日現在) (単位:件)

		譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	譲受	計	実施設数
広島県	登録数	16	6	1	0	2	0	25	17
	立入件数	7	3	0	0	2	0	12	
	指導件数	3	0	0	0	0	0	3	
広島市	登録数	17	3	2	1	2	1	26	19
	立入件数	7	0	0	0	0	0	7	
	指導件数	3	0	0	0	0	0	3	
呉市	登録数	1	0	0	0	0	0	1	1
	立入件数	0	0	0	0	0	0	0	
	指導件数	0	0	0	0	0	0	0	
福山市	登録数	3	0	0	0	1	0	4	4
	立入件数	0	0	0	0	0	0	0	
	指導件数	0	0	0	0	0	0	0	
合計	登録数	37	9	3	1	5	1	56	41
	立入件数	14	3	0	0	2	0	19	
	指導件数	6	0	0	0	0	0	6	

⑥ 犬・猫等の苦情件数集計表（令和3年度）（単位：件）

		糞尿	鳴き声	放し飼い	多頭飼育	咬傷事故	給餌による迷惑	その他不適正飼育	取扱業	合計
犬	広島県	10	17	10	4	8	7	26		82
	広島市	22	49	25	41	0	2	12		151
	呉市	2	9	5	0	3	1	4		24
	福山市	12	33	15	2	17	4	23		106
	県全体	46	108	55	47	28	14	65		363
猫	広島県	24	4	10	13	0	50	25		126
	広島市	34	2	10	1	0	48	9		104
	呉市	18	3	5	1	0	16	20		61
	福山市	74	1	14	12	0	55	5		161
	県全体	148	10	39	27	0	169	59		452
その他	広島県	0	0	0	0	0	0	0		0
	広島市	0	2	0	0	0	0	3		5
	呉市	0	0	0	0	0	0	0		0
	福山市	1	0	0	0	0	5	2		8
	県全体	1	2	0	0	0	5	5		13
計	広島県	34	21	20	17	8	57	51	6	214
	広島市	56	53	35	42	0	50	24	4	264
	呉市	18	12	10	1	3	17	24	1	86
	福山市	87	34	29	14	17	64	30	4	279
	県全体	195	120	94	74	28	188	129	15	843

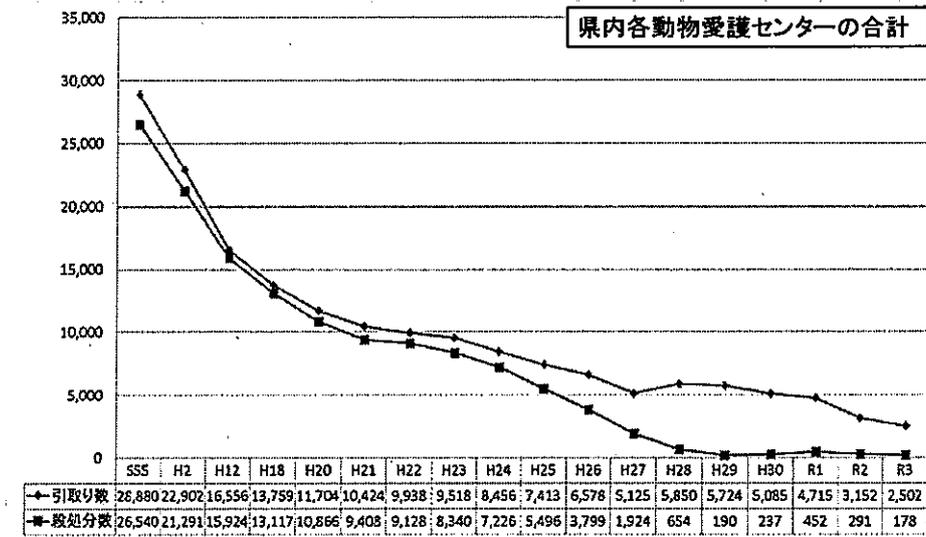
犬猫等苦情の受付状況（令和3年度）



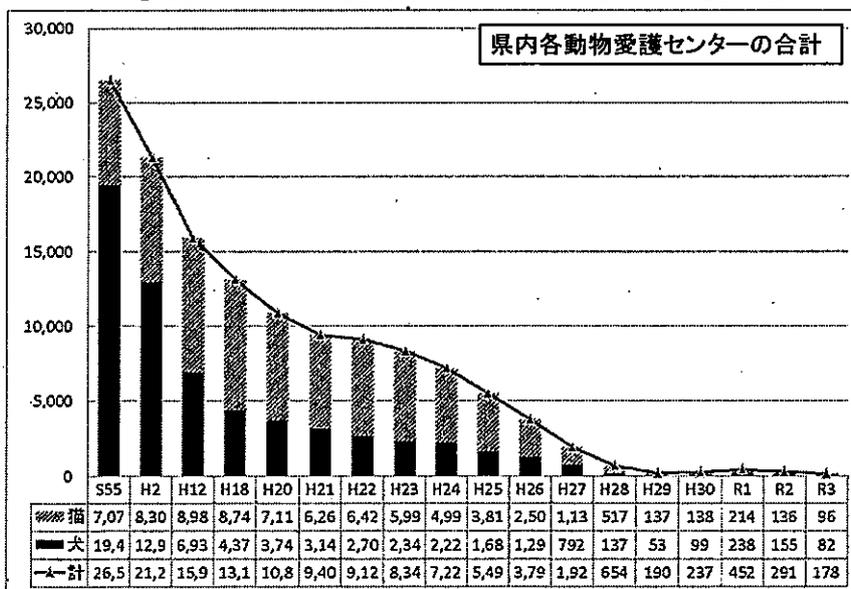
(3) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（令和3年度）

		登録頭数	登録申請数	予防注射済票 交付件数	狂犬病予防 注射接種率	
県 計		49,614	3,804	35,391	71.3	
西部	西部計	7,343	722	5,969	81.3	
	大竹市	1,323	244	1,039	78.5	
	廿日市市	6,020	478	4,930	81.9	
	広島支所	広島計	8,218	652	6,260	76.2
		府中町	1,980	199	1,508	76.2
		海田町	1,121	121	999	89.1
		熊野町	1,240	78	965	77.8
		坂 町	551	42	444	80.6
		安芸高田市	1,640	113	1,206	73.5
		安芸太田町	308	7	218	70.8
		北広島町	1,378	92	920	66.8
		呉支所	呉計	821	46	571
	江田島市		821	46	571	69.5
	西部東	西部東計	11,352	853	8,130	71.6
竹原市		1,621	64	909	56.1	
東広島市		9,383	771	6,963	74.2	
大崎上島町		348	18	258	74.1	
東部	東部計	12,204	786	8,578	70.3	
	三原市	4,881	394	3,498	71.7	
	世羅町	998	58	725	72.6	
	尾道市	6,325	334	4,355	68.9	
	福山支所	福山計	4,314	462	2,429	56.3
		府中市	1,826	114	1,553	85.0
		神石高原町	2,488	348	876	35.2
北部	北部計	5,362	283	3,454	64.4	
	三次市	3,235	194	1,946	60.2	
	庄原市	2,127	89	1,508	70.9	
政令市計		92,938	6,993	64,879	69.8	
	広島市	58,722	4,210	41,345	70.4	
	呉 市	10,709	848	7,842	73.2	
	福山市	23,507	1,935	15,692	66.8	
総 計		142,552	10,797	100,270	70.3	

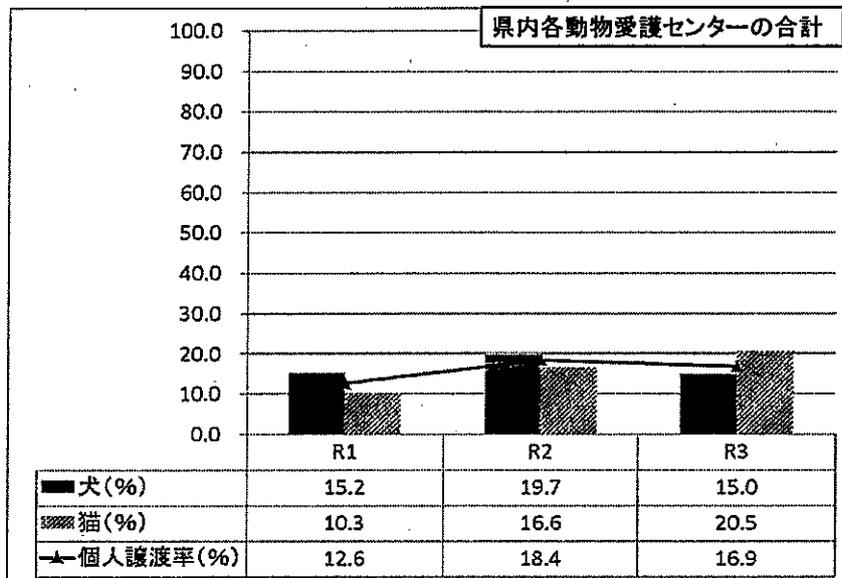
広島県の犬猫引取り数の推移



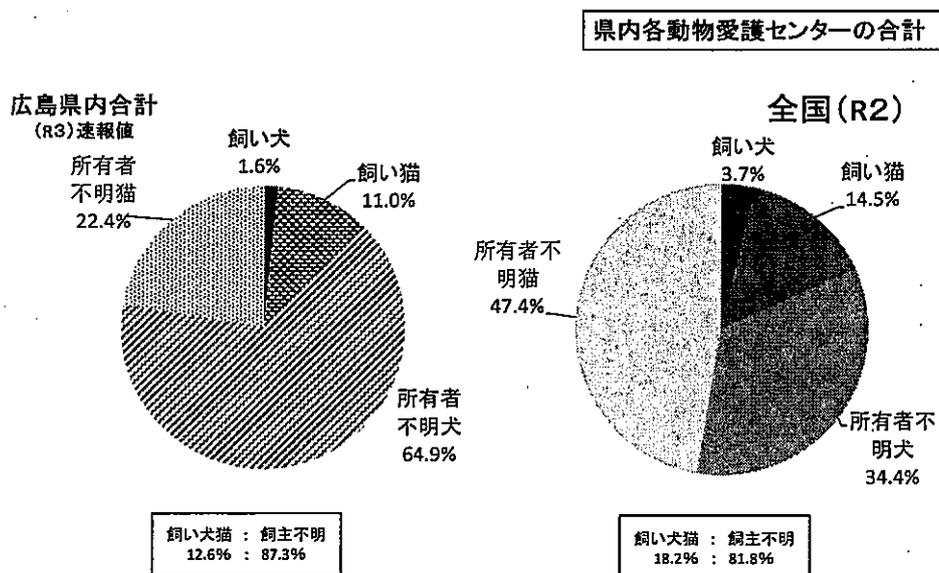
広島県の犬猫殺処分数の推移



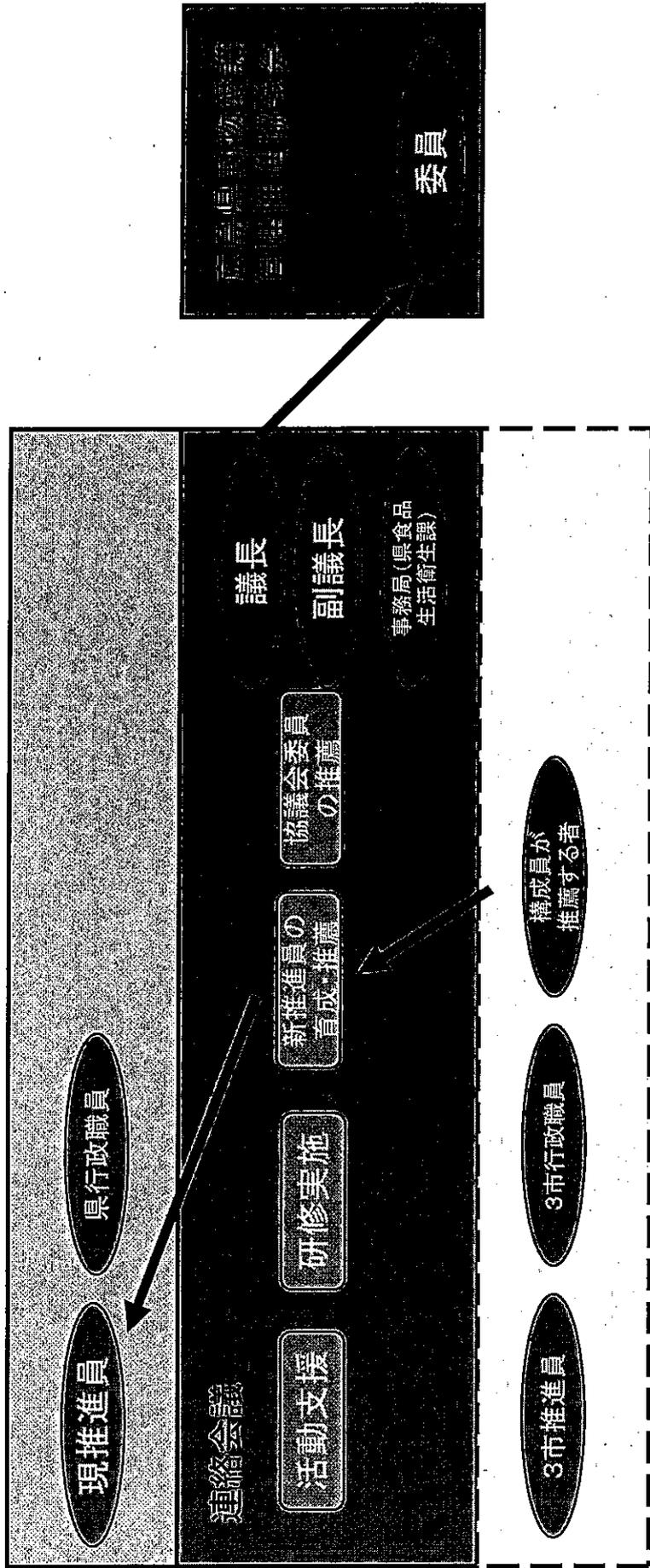
広島県の個人譲渡率の推移



広島県の犬猫の引取り状況



広島県動物愛護推進員連絡会議の概要①



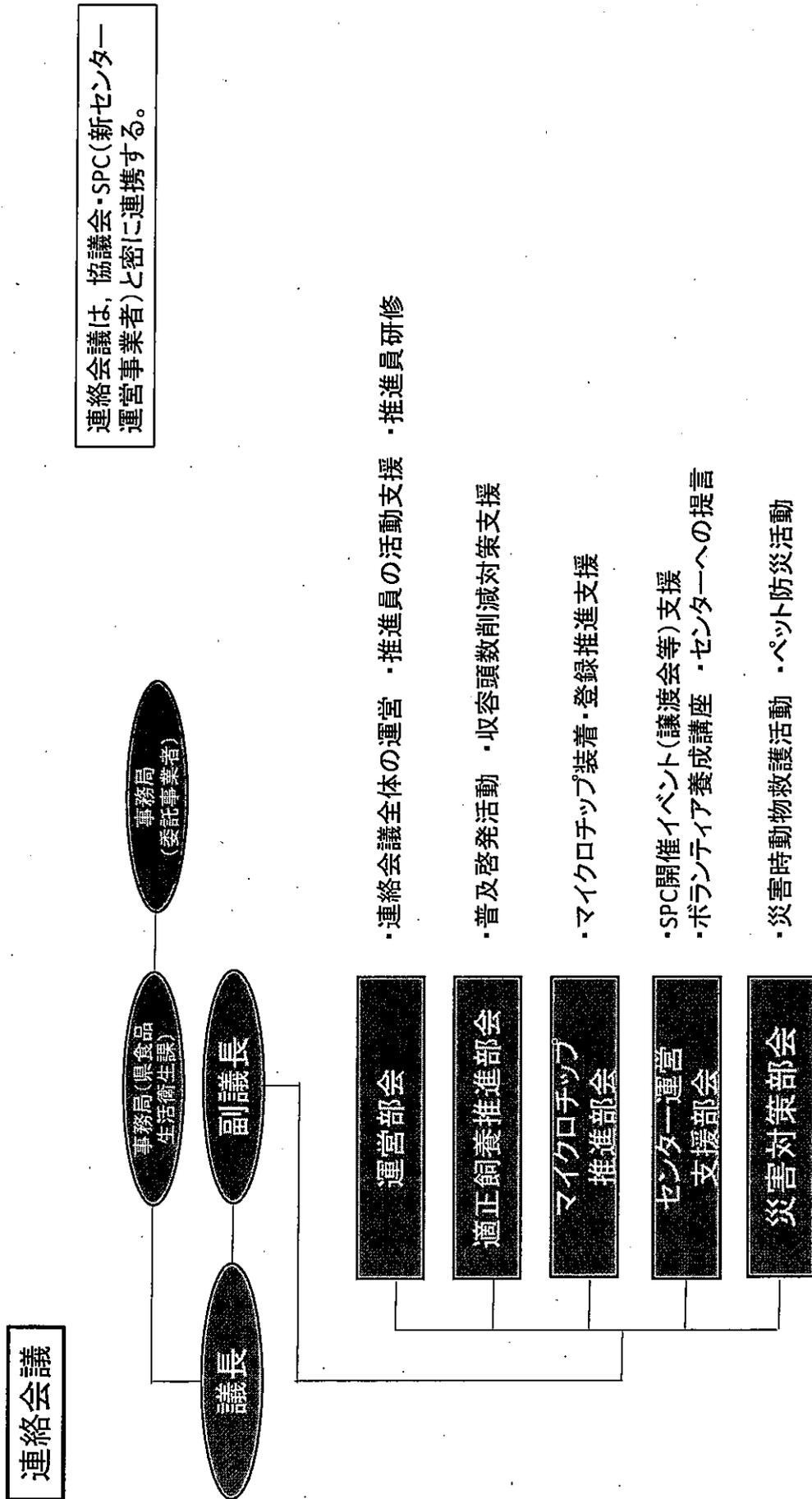
構成員
連絡会議に
参加

準構成員
連絡会議の事業
に参加可能

連絡会議の主な行事・活動

- ・総会(年2回)
- ・推進員研修
- ・推進員活動支援

広島県動物愛護推進員連絡会議の概要②



広島県動物愛護推進員連絡会議部会について

広島県動物愛護推進員連絡会議事務局

1 部会について

広島県動物愛護推進員連絡会議において、推進員の活動を組織的かつ円滑に展開できるよう、動物愛護管理法において推進員が行うこととされている活動を中心に5つの部会を設置する。一定の活動期間ののち、新たに必要な部会が生じた場合は新設、独立して設置する必要がないと判断される場合は、廃止を検討する。

2 部会への参画について

部会への参画は、原則推進員の自由意思を尊重する。複数に所属することや、いずれにも所属しないことを妨げるものではない。ただし、人数過多等により、部会の迅速な意思決定等に支障が生じると判断される場合は、事務局から調整を依頼する場合がある。

部会へ所属することで、推進会議の該当分野について意見を述べ、事業検討に参加することができる。

部会に所属しない場合であっても、事務局からの情報共有はなされ、イベント等への活動参加も自由にできる。無参画の場合であっても、各推進員の専門性等により、事業内容によっては、活動協力を依頼する場合がある。

3 各部会の役割について

各部会の活動想定は次のとおり。ただし、これに記載する以外の活動についても、各部会において企画することができる。活動内において県と連携する必要が生じた場合、事前に県との調整を行う。

(1) 運営部会

(ア) 連絡会議全体の運営

総会運営、総会協議事項の検討、県・事務局との調整窓口

(イ) 推進員の活動支援

推進員活動に関する相談窓口の設置、運営

(ウ) 推進員研修

推進員研修会の企画、運営

(2) 適正飼養推進部会

(ア) 普及啓発活動

動物愛護思想、適正飼養等に係る普及啓発活動の企画・実施・実績取りまとめ
(動物愛護教室・しつけ方教室・飼育相談応需等)

(イ) 収容頭数削減対策支援

県の収容頭数削減対策関連活動の実績取りまとめ
(地域猫対応、不妊去勢手術等相談応需、餌やり者対応等)

(3) マイクロチップ推進部会

(ア) マイクロチップ装着・登録推進支援

県が行うマイクロチップ推進施策への協力

(譲渡会等での説明・チラシの配布等)

(4) センター運営支援部会

(ア) SPC 開催イベント（譲渡会等）支援

新センターの付帯業務として SPC が行う譲渡会，イベント等への協力

※SPC:特別目的会社。ここでは，広島県新動物愛護センター施設整備事業を受注した，広島未来動物共生株式会社を指します。

(イ) ボランティア養成講座

県が行う事業と連携しての新たなボランティア養成支援

(ウ) センターへの提言

センター業務改善等に係る提言の取りまとめ

(5) 災害対策部会

(ア) 災害時動物救護活動

発災時の動物救護活動に係る県との連携

(イ) ペット防災活動

同行避難訓練，発災時のための平常時における啓発等の企画・実施・実績取りまとめ

4 事務局との関わりについて

広島県動物愛護管理普及啓発事務局は，各推進員に各部会の事業検討・活動状況を定期的に情報提供する。また，緊急に周知する必要がある場合は，随時通知する。また，各部会の事業検討・活動状況等について，事務局から毎月1回照会を行う。

広島県動物愛護推進員連絡会議規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会議は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づき、広島県が委嘱する動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の活動を組織的かつ円滑に展開し、県内の動物愛護管理及び適正飼養を推進することを目的とする。

(事務局)

第2条 本会議は、広島県動物愛護推進員連絡会議と称し、事務局は県食品生活衛生課に置く。

(事務)

第3条 本会議は、目的を達成するために次の事務を行う。

一 推進員活動の支援

イ 動物愛護及び適正飼養の推進に係る県等の施策への協力

ロ 動物愛護及び適正飼養に係る県民への普及啓発

ハ 不妊去勢手術等、犬猫等のみだりな繁殖防止措置に係る県民への助言

ニ 動物の所有者への譲渡の斡旋等、動物に適正飼養を受ける機会を与えるために必要な支援

ホ 災害時の、国又は県等が行う動物救護等に関する施策への協力

二 前号の活動に係る知識の習得等の機会の提供

三 前号の活動に係る県民への周知

四 新たな推進員の育成及び県への推薦

五 広島県動物愛護管理推進協議会への委員の推薦

六 その他、本会議の目的達成に資する事業

第2章 構成員

(構成員)

第4条 本会議の構成員は、次のいずれかに該当する者をもって組織する。

一 本会議の発足時において、現に推進員である者

二 県職員のうち、広島県動物愛護管理条例第13条の2に規定する動物愛護管理員のほか、動物愛護管理行政に従事する職員等

(準構成員)

第5条 本会議の構成員は、現に推進員の委嘱を受けていない者であって、地域における動物愛護の推進に熱意と識見を有する者を、本会議の準構成員として推薦することができる。

2 前項により推薦を受けた準構成員について、本会議が十分な知識等を有すると認めた場合、その者を推進員に推薦することができる。

3 前項により推薦した準構成員が県から推進員の委嘱を受けたとき、その者は本会議の構成員となる。

4 その他、本会議は次のいずれかに該当する者を準構成員とすることができる。

一 県内の政令指定都市及び中核市の長から動物愛護推進員の委嘱を受けた者

二 県内の政令指定都市及び中核市の職員のうち、動物愛護管理行政に従事する職員等

三 その他、本会議が県の施策等に資すると認める者

5 準構成員は、本会議の事業に参加することができる。

(構成員資格の喪失)

第6条 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合には、構成員の資格を失う。

- 一 広島県動物愛護推進員設置要綱第7条に基づき、推進員を解嘱された場合
- 二 推進員を辞し3年間が経過した場合
- 三 本人からの申し出があった場合

第3章 役職

(役員の種類)

第7条 本会議に、次の役員を置く。

- 一 議長 1名
- 二 副議長 1名

(職務)

第8条 議長は、本会を代表し会議を総括する。

2 副議長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員を選任)

第9条 役員は県食品生活衛生課が推薦し、総会で決定する。

(任期)

第10条 役員は任期は満二年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は事務局が後任を選任し、選任された役員は前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は各年度2回開催することとし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画に関する事
- 二 年度事業報告に関する事
- 三 その他、本会議の運営に関する重要な事項

第5章 部会

(部会)

第12条 本会議は事務の円滑化を図るため、必要に応じて部会を設置することができる。

第6章 雑則

(その他)

第13条 この規約の運用について必要なことは、別に定めることができる。

附 則

1 この規約は、令和4年6月23日から施行する。

2 本会議発足時における、第10条第1項に規定する役員は、同項の定めにかかわらず、推進員の任期と終期を同じくすることとする。

あなたの
家族に
してください

広島県出張譲渡会

in 広島県庁第一駐車場
(アストラムライン県庁前駅徒歩1分)

日時: 12月18日(日)
11:00~15:30
(講習会: 13:15~14:00)

持ち物: 筆記用具
本人確認書類(運転免許証等)
キャリーケース
同意書(65歳以上の方のみ)

★詳しくは
広島県動物愛護センター
出張譲渡会
で検索




開催日時 : 令和4年12月18日(日曜日) 11:00~15:30

開催場所 : 広島県庁外来第一駐車場(広島市中区基町10-52)

譲渡対象動物 : 成犬4頭, 子犬6頭

(当日の犬の体調等により, 頭数は変わる可能性があります。)

【実施イベント】

(1) 譲渡前講習会

(2) マッチング(ふれあい)

譲渡前に個々の犬の個性を理解していただく機会を提供するとともに, 当日譲渡を希望しない方にもふれあいを通じて保護犬の魅力を知っていただくことで, 広く一般県民に保護犬を飼う, という選択肢を提示します。

実施時間 成犬: 11:00~13:00 子犬: 12:00~13:00

(3) マイクロチップの普及啓発

(4) 広島県動物愛護推進員による普及啓発

県内で動物愛護に関する活動をしている動物愛護推進員との協力により, 普及啓発を行う。

- お子さんも参加できる缶バッジ作成のワークショップ
- 動物愛護・動物福祉の写真展
- 『動物福祉もSDGs』パネル展示
- 飼い犬のうんち袋の配布

主催: 広島県

イベントの詳細は広島県動物愛護センターのホームページをご覧ください。



あなたを待っています
—広島県動物愛護センターでは、県内で保護犬・保護猫の譲渡を行っています—

動物愛護キャンペーンとしてイベントを開催

広島県動物愛護イベント LIVE TOGETHER in LECT

動物愛護及び適正飼養の考えの普及を目的とした、動物愛護イベントを開催。

【イベント概要】

■名称：広島県動物愛護イベント LIVE TOGETHER in LECT

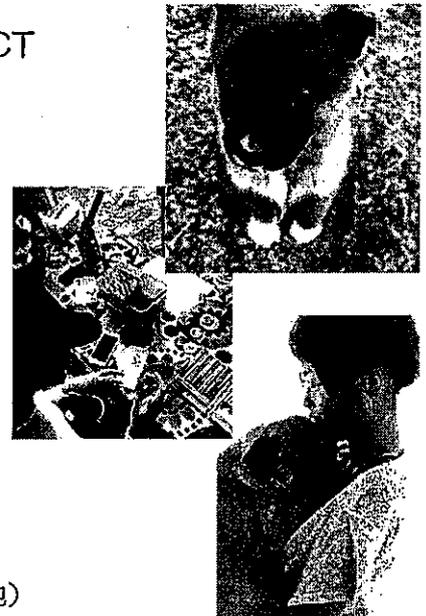
■主催：広島県

■開催日時：令和5年2月19日（日曜日）10時～16時

■開催場所：LECT（広島県広島市西区扇2丁目1-45）

■実施内容：

- ①保護犬譲渡会（広島県動物愛護センター）
- ②盲導犬デモンストレーション（（公財）日本盲導犬協会）
- ③メモリアルフォト
- ④広島県動物愛護推進員による普及啓発（パネル展示、缶バッジ作成他）
- ⑤新動物愛護センターPR（施設・業務紹介パネル展示、3Dモデル探検）
- ⑥県による普及啓発（チラシ配布、動画上映）



【実施結果】

■来場者：1554名

■譲渡講習会参加者：15組（34名） 譲渡頭数：7頭

■デモンストレーション観覧人数：168名

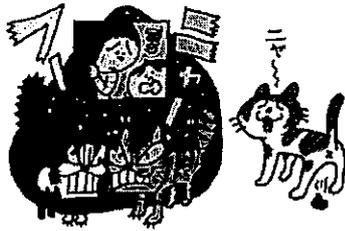


地域に配慮しましょう

あなたの行動が猫を嫌われ者にしてしまうかも?
地域のルールを守りましょう!

地域の迷惑にならないようにしましょう

猫は自分で食べ残しや糞尿の始末はできません。
地域への配慮を心がけましょう。



無責任に餌をあげるのはやめましょう

野良猫に無責任に餌をあげると、猫が増えたり、残った餌をカラス等が食べてしまい、ゴミが散乱する原因になります。地域にも相映して、適切な餌やり(場所と時間を決めて実施)をしましょう(不妊去勢手術と餌や糞尿の片付けも一緒に)。

餌をあげるのなら、責任を持ちましょう・地域猫活動を楽しみましょう

人と餌い主のない猫が共生できる社会を作るために、「地域猫活動」を始めませんか?



猫のために行えること

不幸になる猫を1頭でも減らすために、私たち一人ひとりができることをしましょう!
人と猫が共生できる社会をめざして

不妊去勢手術をしましょう

室内飼いをしましょう

身元表示をしましょう

地域に配慮しましょう



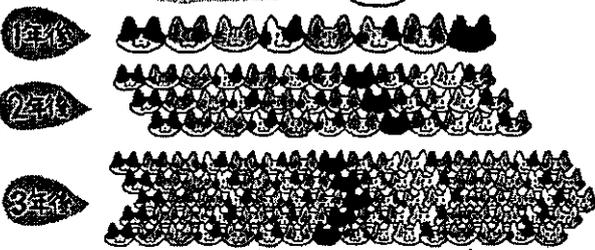
広島県・広島県動物愛護推進員連絡会



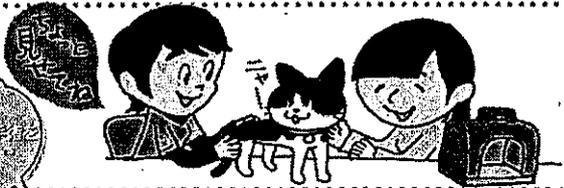
不妊去勢手術をしましょう

猫の繁殖能力の高さを知っていますか?
責任の持てない命を増やさないようにするのは、飼い主、餌をあげる人の責任です。

1頭のメス猫から



※メス猫は生後4~12ヶ月で子猫を産めるようになり、年に2~4回発情期があり、1回に4~8頭の子供を産みます。



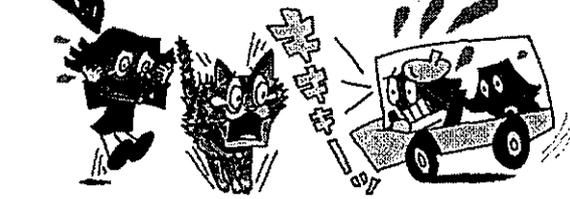
- ◆望まない繁殖の防止
- ◆生殖器系の病気の予防 (乳がん、子宮蓄膿症、前立腺の病気など)
- ◆発情期特有の行動が減り、猫や人に迷惑すること(大きな鳴き声、脱走など)

G 不妊去勢手術の時期は?

A 一般的には生後6ヶ月で実施することが多いようですが、それよりも早期で実施している動物病院もあります。現在は、早期手術のリスクはほとんど否定されています。かかりつけの動物病院にご相談ください。

室内飼いをしましょう

屋外は猫にとって危険な場所です!
外に出ると交通事故や病気のリスクが高まります。

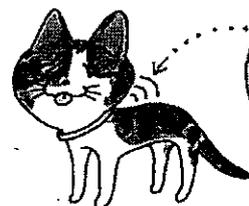


G 室内飼いの利点は?

A 交通事故や猫エイズ・猫白血病などに感染するリスクがなくなります。室内飼いの猫は、外飼いの猫より平均寿命がかなり長くとられています。

身元表示をしましょう

猫が急に外に脱走して、迷子になってしまうかも?!
いざというときのために、首輪やマイクロチップ装着・登録で飼い主を明らかにしましょう。



マイクロチップ
長さ 2mm
直径 8-12mm

G 身元表示の利点は?

A 室内飼いをしているつもりでもふとしたことで外に出てしまうことがあります。身元表示をしていざのときも、ちゃんと家に帰ってこられる可能性が高くなります。首輪は外れてしまう可能性がありますので、マイクロチップの装着・登録をお勧めします。

新動物愛護センター整備事業

1 PFI 事業者等

PFI 事業者	広島未来動物共生㈱ (広島県広島市) ※㈱クリーン工房を代表企業とするグループが設立した特別目的会社
	【発起人】 ㈱クリーン工房 (埼玉県さいたま市), 大之木建設㈱ (広島県呉市) ㈱第一ビルサービス (広島県広島市), NEC キャピタルソリューション㈱ (東京都港区)
契約内容	施設整備 (設計・建設), 15 年間の施設の維持管理・運営 契約金額: 1,301,047,885 円 (税込) 契約期間: 令和 3 年 7 月 6 日～令和 20 年 3 月末
供用開始	令和 5 年 8 月 1 日

2 PFI 事業者の役割 (維持管理・運営)

区分	業務内容	現状
維持管理	庁舎管理 (建物・建築設備保守管理, 外構・植栽保守管理, 清掃・環境衛生管理, 警備, 焼却, 修繕)	民間委託
運営	譲渡犬猫展示室運営 ・譲渡犬猫の飼育管理 ・動物譲渡 (譲渡動物の説明・発信)	直営
	出張譲渡会開催 (4 回)	民間委託
	付帯施設業務 (PFI 事業者の提案) ・イベント開催 ・広報・宣伝活動 (HP, SNS, 地域情報誌等) ・キッチンカーの導入 ・動物パン, 動物グッズの販売 ・寄付型自動販売機の設置	—

【付帯施設業務に係る PFI 事業者の考え方】

- ・ 「箱モノ施設」による業務の実施ではなく, 時代のニーズや様々な状況に応じた柔軟な事業展開により, 事業期間中, 持続可能なサービスを提供する。
- ・ 多様なイベントを開催するなどしてにぎわいを創出する。
- ・ 柔軟な「コトづくり」が可能なキッチンカーを導入し, イベント開催時の軽食や動物グッズ販売等に活用する。

広島県新動物愛護センター

サイクリングロード

約67m

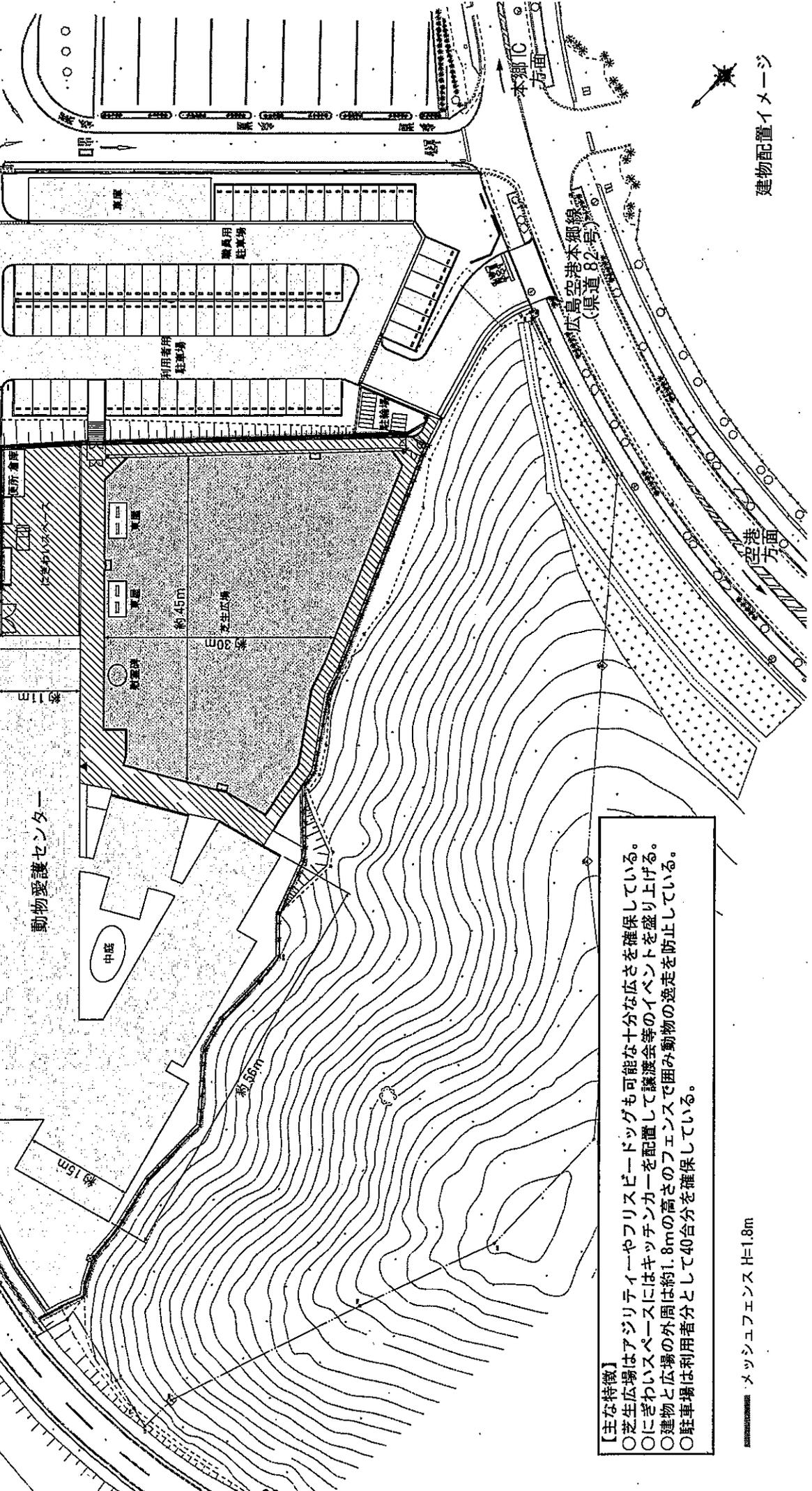
動物愛護センター

約15m

約45m

約30m

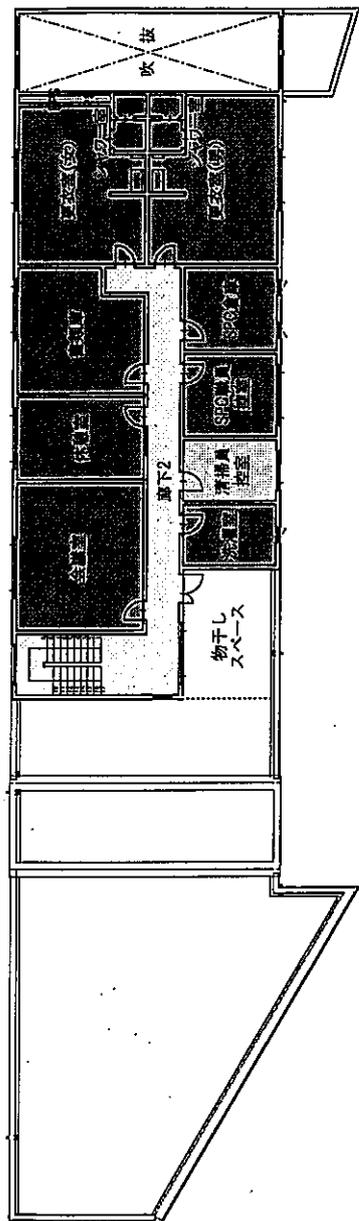
約55m



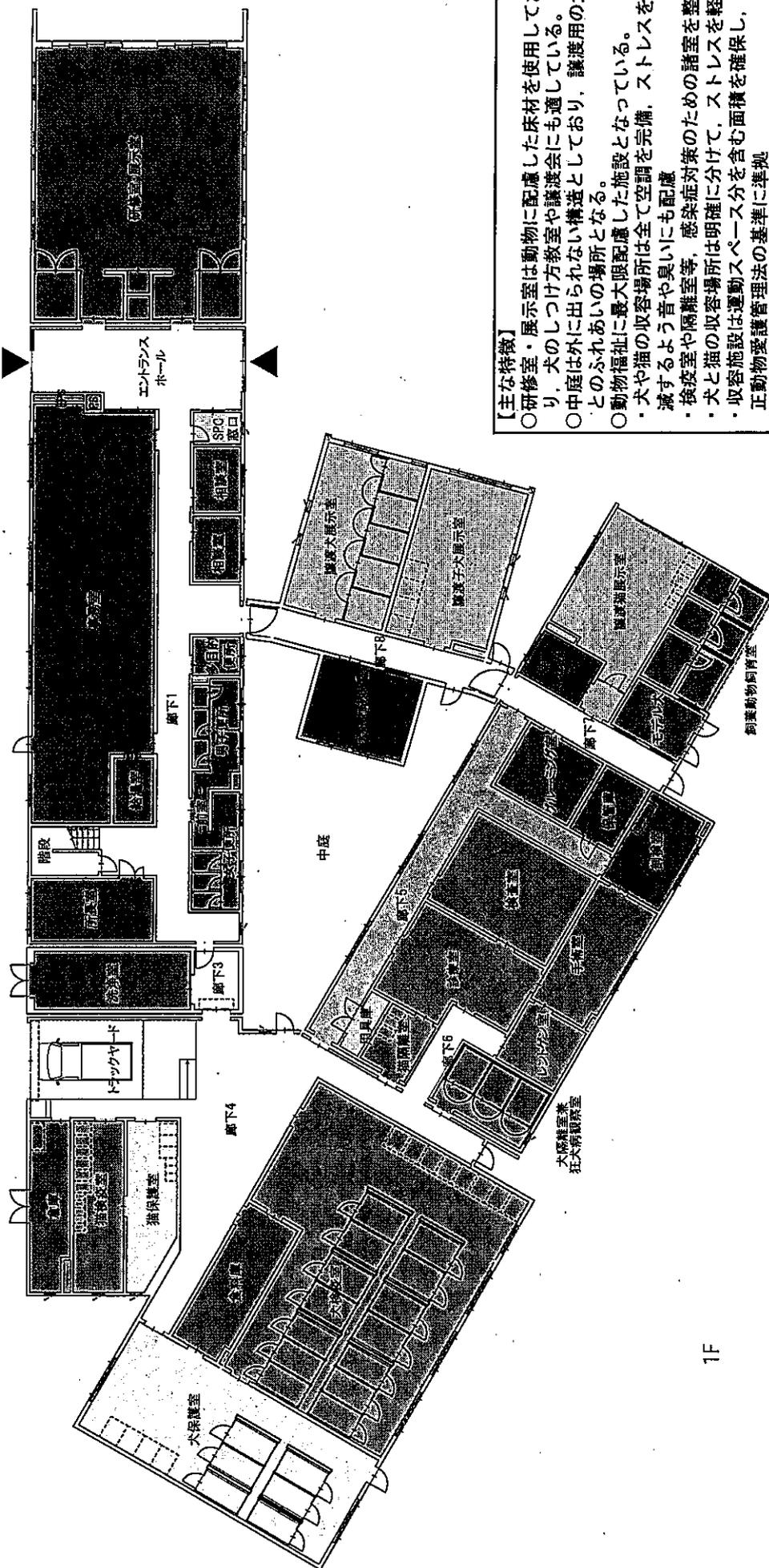
【主な特徴】
 ○芝生広場はアジリティーやフリスビーやドッグも可能な十分な広さを確保している。
 ○にぎわいスペースにはキッチンカーを配置して譲渡会等のイベントを盛り上げる。
 ○建物と広場の外周は約1.8mの高さのフェンスで囲み動物の逸走を防止している。
 ○駐車場は利用者分として40台分を確保している。

メッシュフェンス H=1.8m

建物配置イメージ



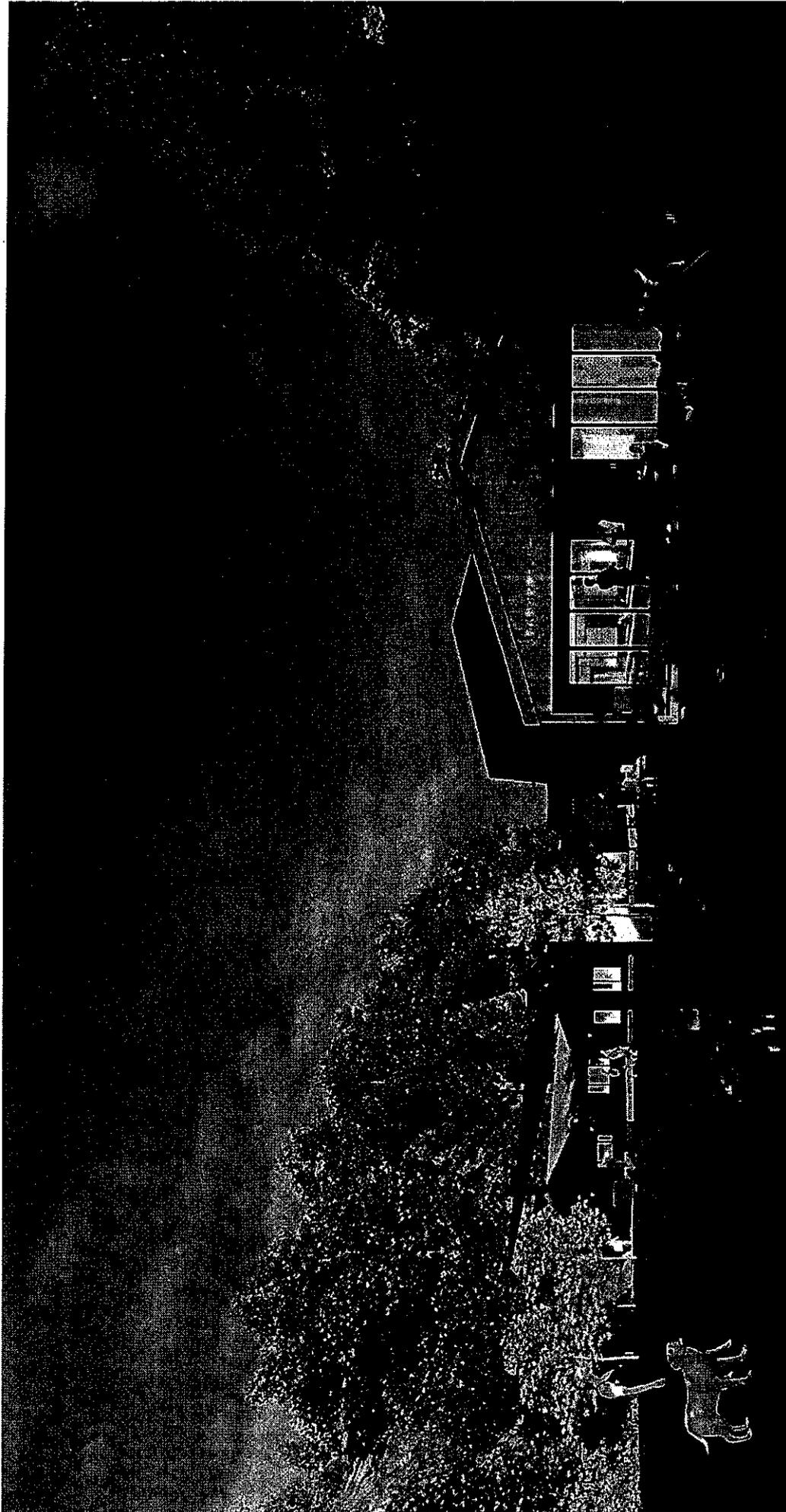
2F



1F

【主な特徴】

- 研修室・展示室は動物に配慮した床材を使用しており、犬のしつけ方教室や譲渡会にも適している。
- 中庭は外に出られない構造としており、譲渡用の犬とのふれあいの場所となる。
- 動物福祉に最大限配慮した施設となっている。
- ・ 犬や猫の収容場所は全て空調を完備、ストレスを軽減するよう音や臭いにも配慮
- ・ 検疫室や隔離室等、感染症対策のための諸室を整備
- ・ 犬と猫の収容場所は明確に分けて、ストレスを軽減
- ・ 収容施設は運動スペース分を含む面積を確保し、改正動物愛護管理法の基準に準拠
- 動物の命を救うための施設となるよう、動物医療に係る諸室・設備を充実させている。

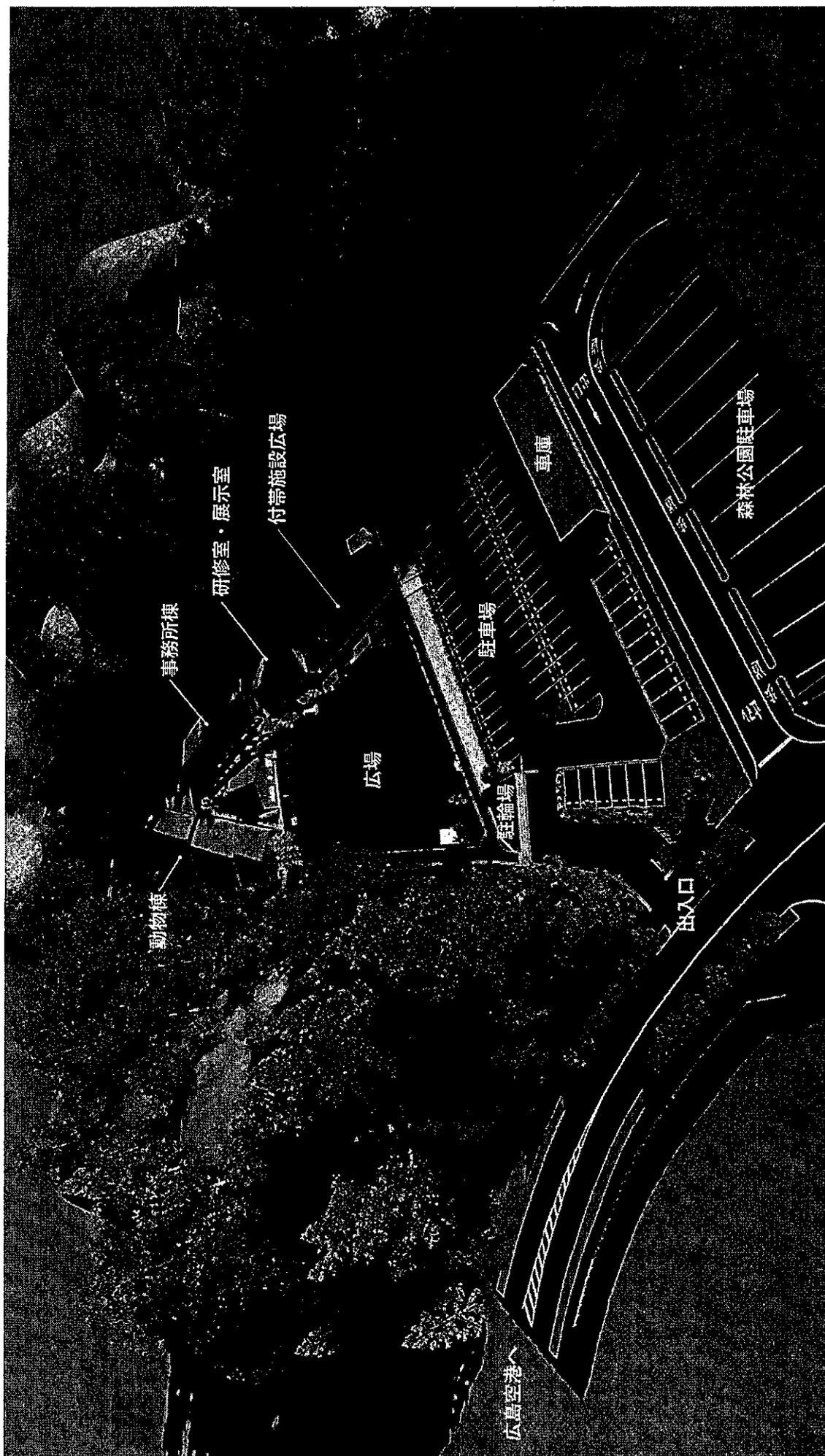


※パースはイメージのため、完成時に異なる可能性があります



広島県新動物愛護センター

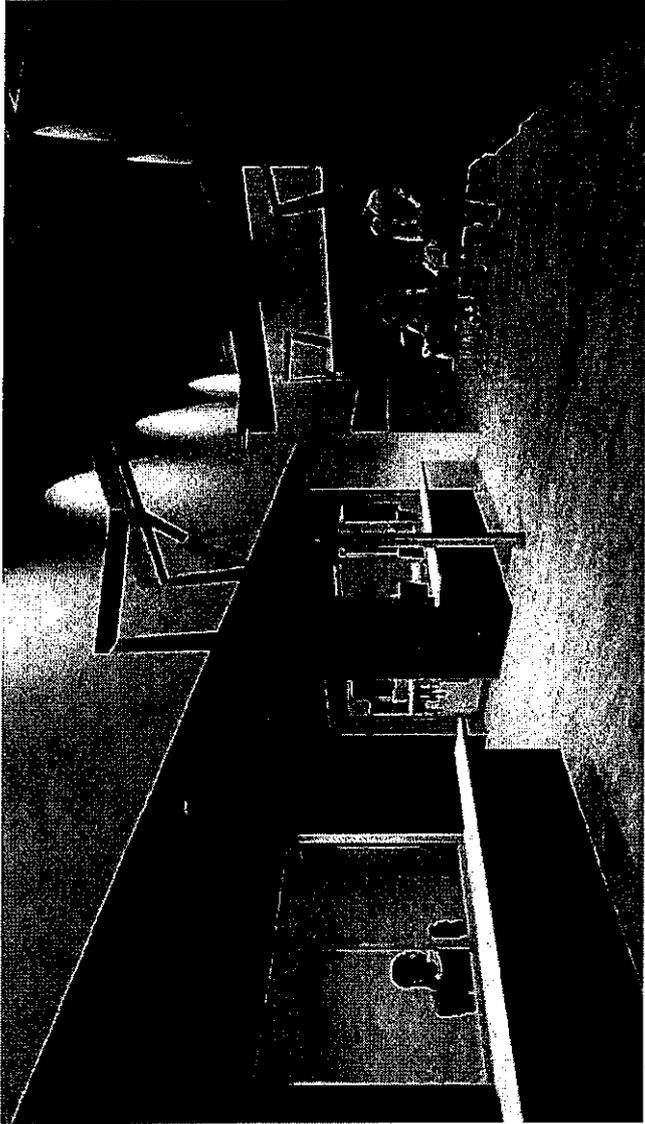




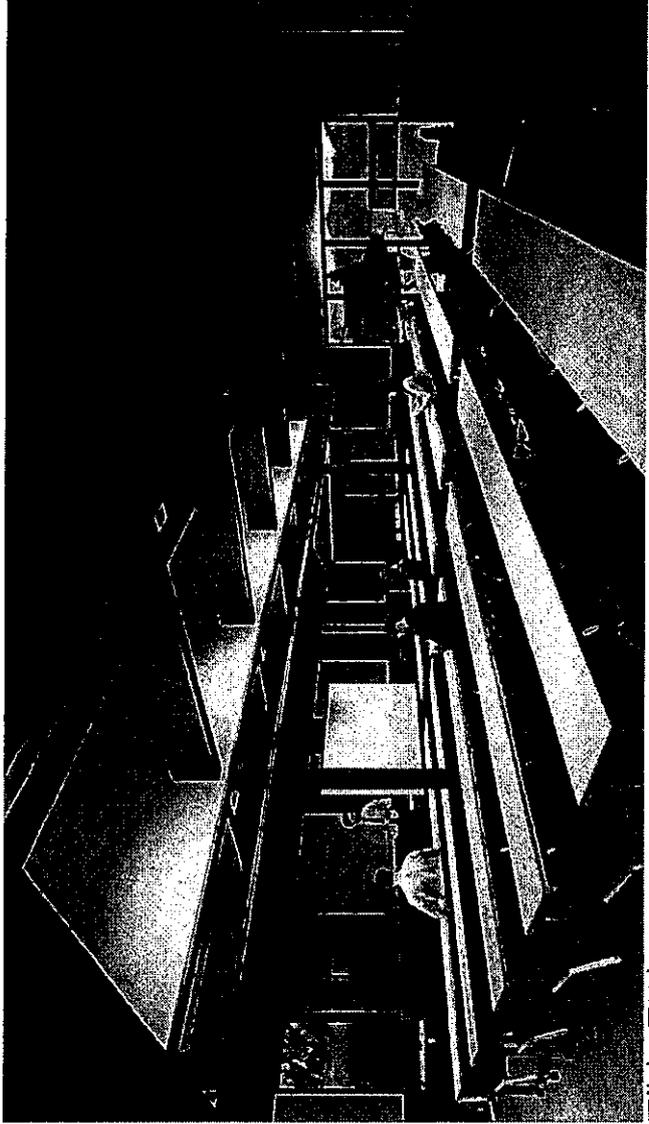
※パースはイメージのため、完成時に異なる可能性があります

建築面積 : 1,782.42 m²
 延べ面積 : 2,024.70 m²
 構造・階数 : 木造・地上2階建て

鳥瞰パース

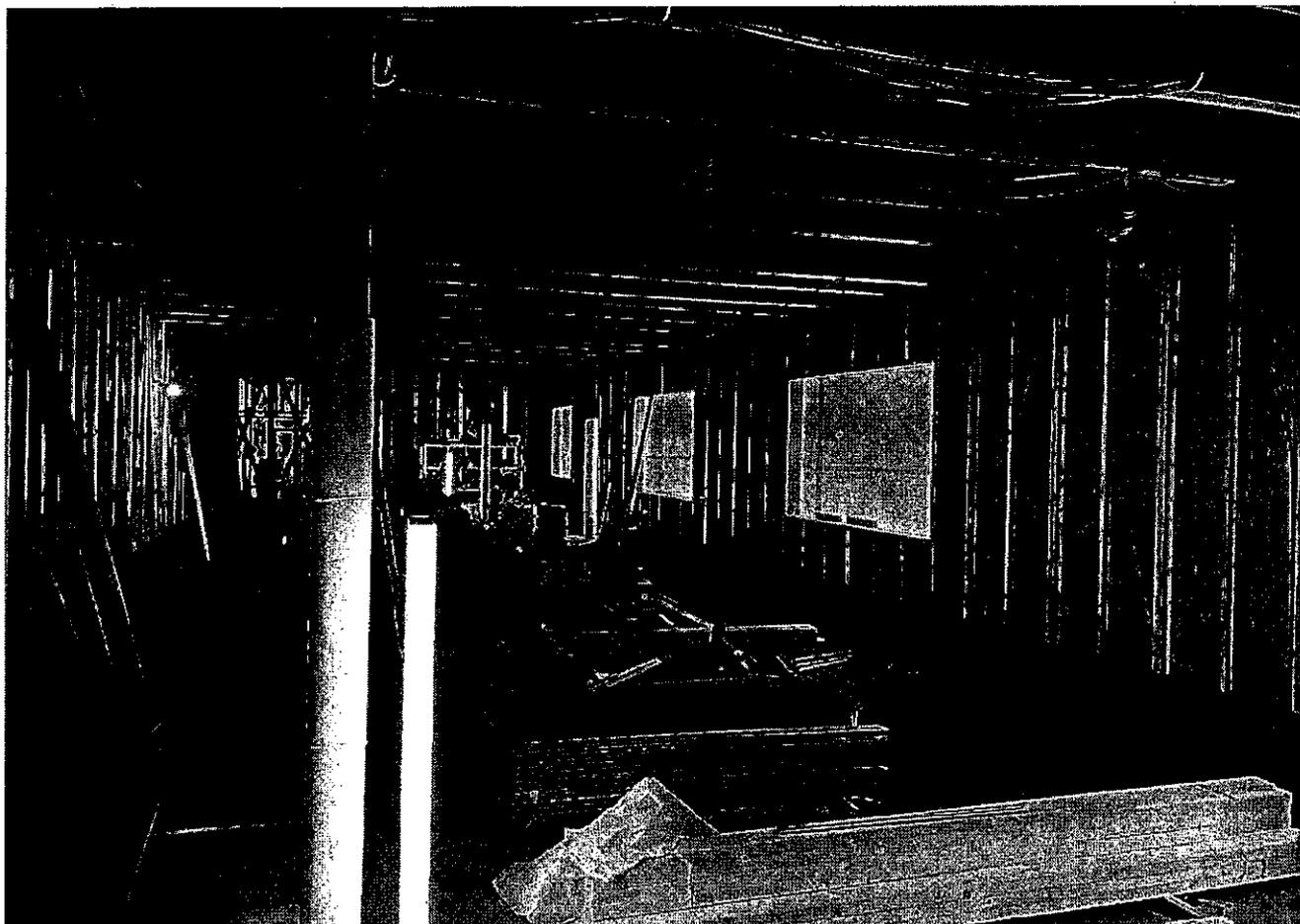


エントランスホール

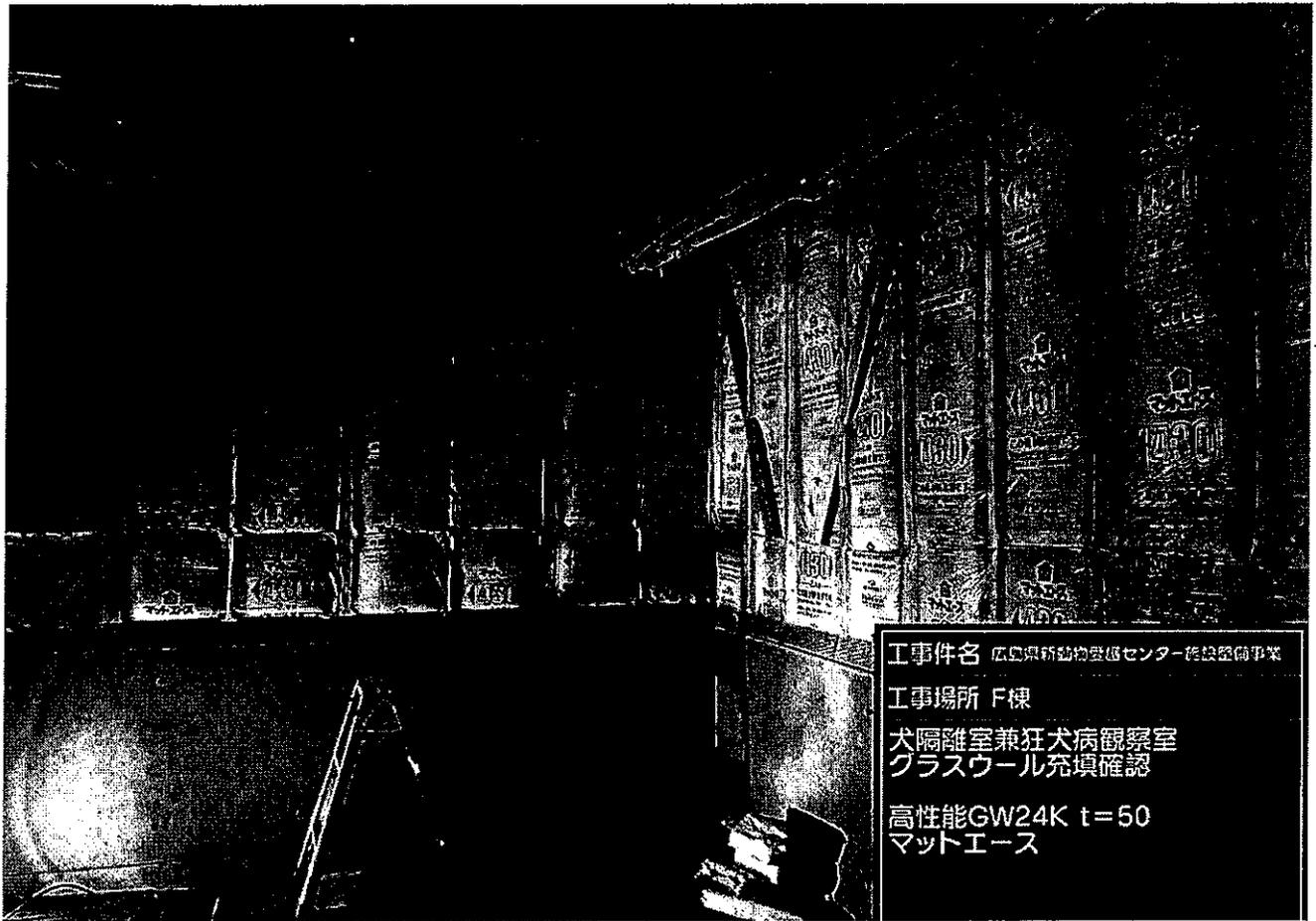


研修室・展示室

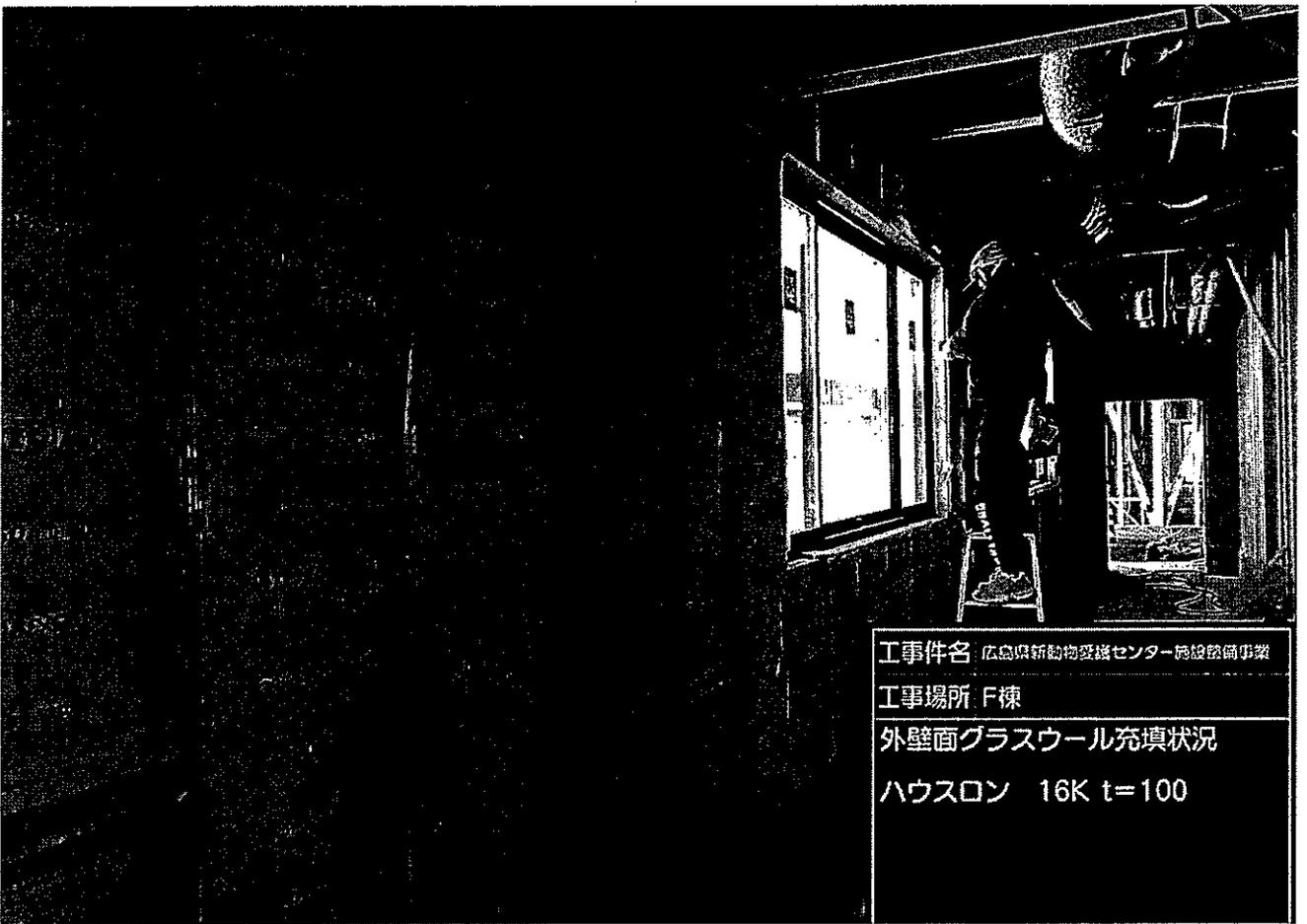
※パースはイメージのため、完成時に異なる可能性があります



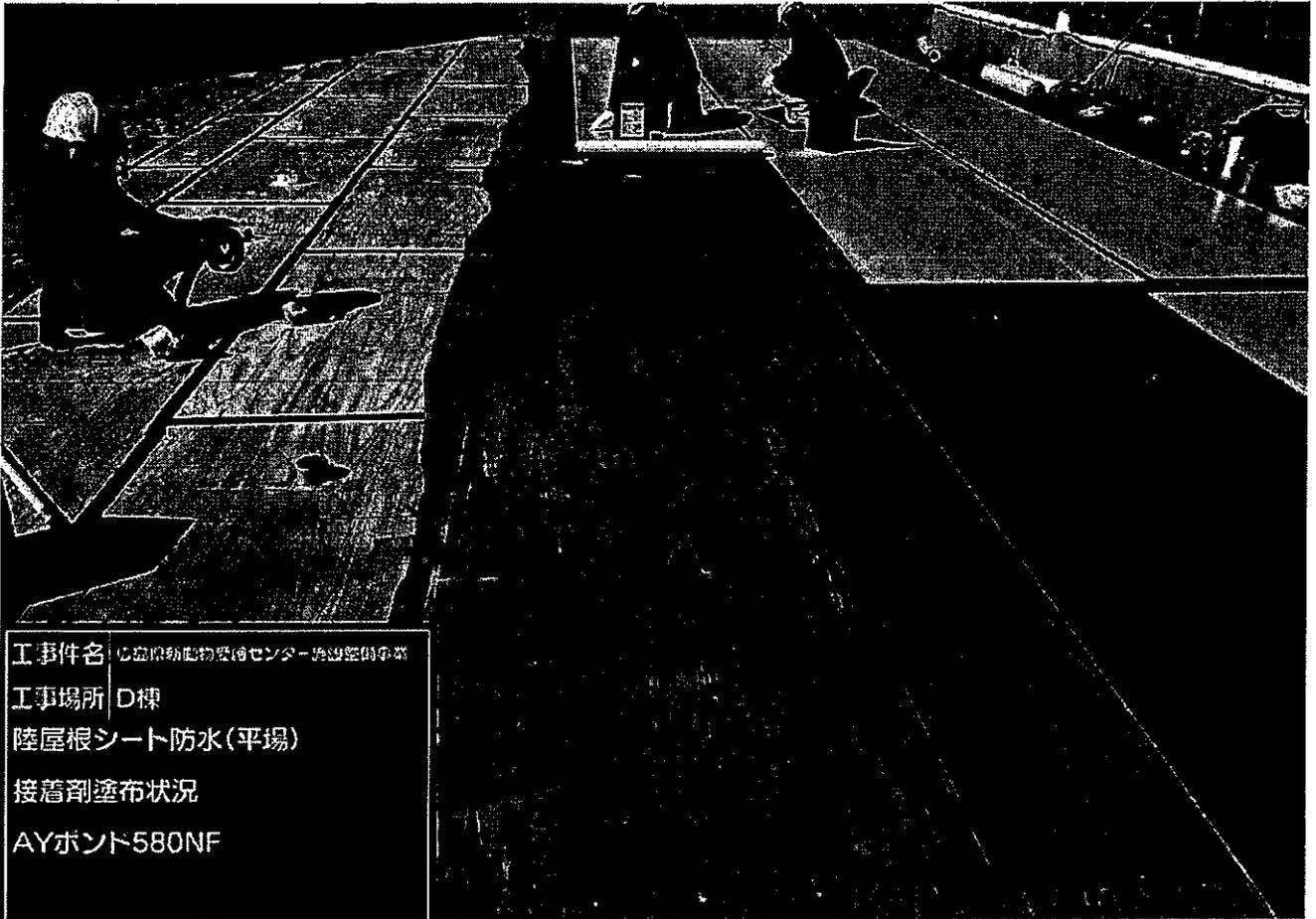




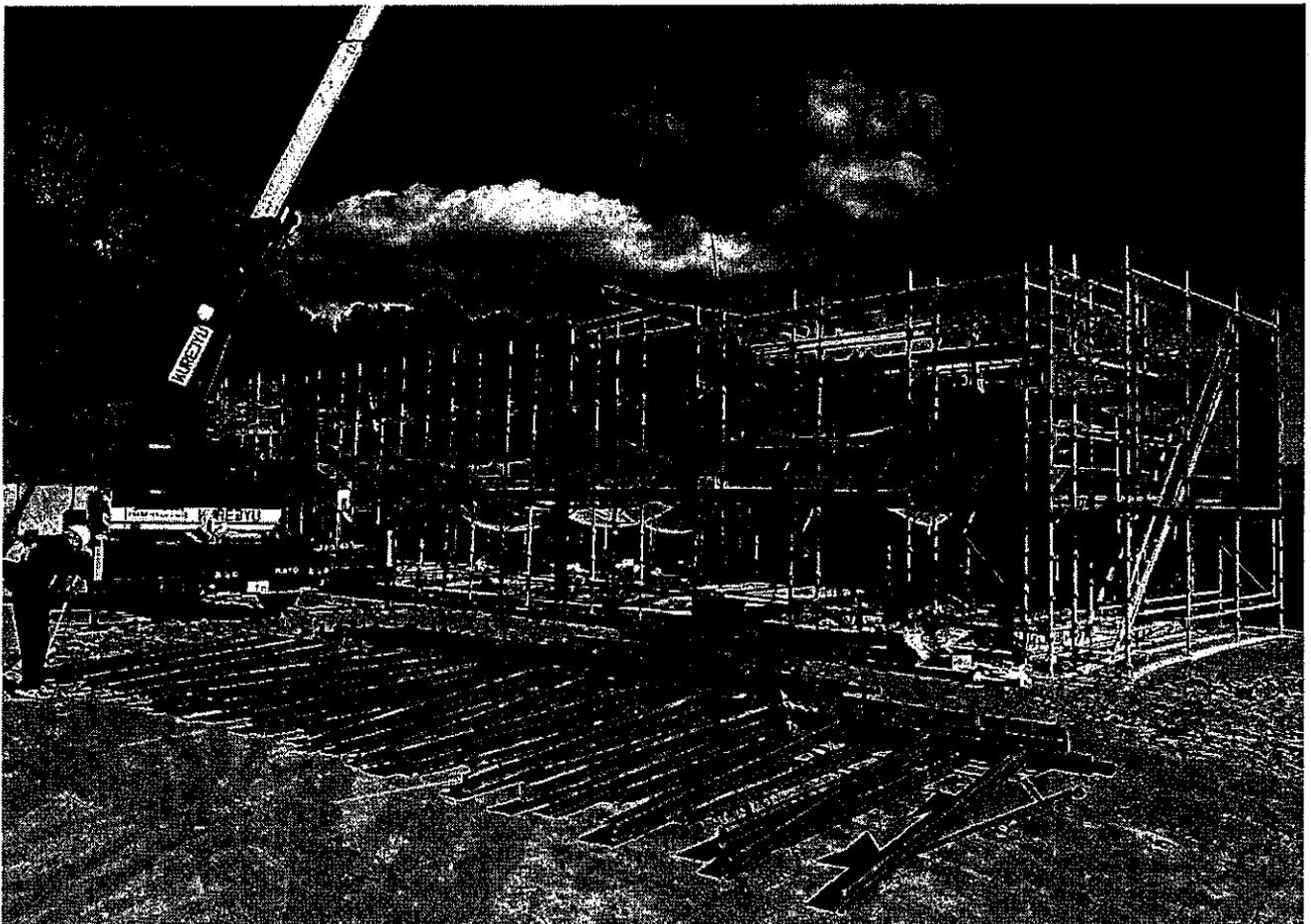
工事件名 広島県新動物愛護センター施設整備事業
工事場所 F棟
犬隔離室兼狂犬病観察室
グラスウール充填確認
高性能GW24K t=50
マットエース



工事件名 広島県新動物愛護センター施設整備事業
工事場所 F棟
外壁面グラスウール充填状況
ハウスロン 16K t=100



工 事 件 名 | 心斎橋動物愛護センター新築工事
工 事 場 所 | D棟
陸屋根シート防水(平場)
接着剤塗布状況
AYボント580NF



動物愛護管理法の改正に伴うマイクロチップ装着の一部義務化について

1 要旨

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）の改正により、令和4年6月1日から、ペットショップ等の販売業者が販売する犬猫に対するマイクロチップ装着及び登録が義務化された。

2 背景

広島県動物愛護管理推進計画において、動物の遺棄等への対策の一環として、また、適正飼養の推進を図るための活動指標として、マイクロチップ装着率を設定している。

活動指標	現状値（※）	目標値
マイクロチップ装着率	犬 R1年度:11.8% 猫 R1年度: 2.2%	犬 R12:85% (R1年度から+73.2%) 猫 R12:50% (R1年度から+47.8%)

※ 計画策定時の現状値。R2年度は犬：16.3%，猫：3.1%

3 概要

(1) 対象者

主体		マイクロチップ装着	飼い主等情報の登録
扱う者 うち、 動物取扱業者の 犬猫を取り	第一種 (犬猫販売業者)	ペットショップ	○(義務)
		ブリーダー	○(義務)
	第二種 (非営利)	愛護団体等	△(努力義務)
一般飼い主 県内推定飼育頭数：犬 20 万頭、猫 21 万頭		△(努力義務)	○(義務※)

※令和4年6月1日以前から飼育している犬猫は努力義務

(2) 対応

販売業者におけるマイクロチップ装着等義務化を徹底するとともに、適正飼養の推進を図るため、努力義務となっている一般飼い主に対してもマイクロチップ装着の普及に取り組む。

- ア 犬猫販売業者（ペットショップ等）に対する、動物愛護センターによる遵守状況の確認及び指導
- イ 愛護団体等に対する、譲渡対象の犬猫におけるマイクロチップ装着の要請と、普及啓発への協力依頼
- ウ 県獣医師会等関係団体への普及啓発の協力要請
- エ 普及啓発用資材の作成
動画（YouTube）を作成し、県ホームページ等に掲載
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/apc/>

4 参考

【マイクロチップとは】

直径 2mm、長さ約 8～12mm の円筒形の電子標識器具で、内部は IC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われている。それぞれのチップには、世界で唯一の 15 桁の数字（番号）が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ることができる。動物の安全で確実な個体識別（身元証明）の方法として、世界中で広く使われている。

犬や猫を購入した際の受付方法

オンラインによる変更登録の申請(飼い主が変更になった場合)

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。

 書類の準備
マイクログッチの
識別番号及び暗証記号

 登録証明書
前の飼い主から犬や
猫と一緒に渡される
登録証明書に記載
されています。

 オンラインで申請
パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイク
ログッチ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに
従い必要事項を記入してください。

 手数料のお支払い
変更登録の手数料：300円/回
お支払い方法：クレジットカード決済、
又はバーコード決済

 登録証明書のダウンロード
画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、
大切に保管してください。

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。
詳しくは「犬と猫のマイクログッチ情報登録」のサイトをご確認ください。

マイクログッチ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL:03-6384-5320 E-mail : info@mc.env.go.jp

犬と猫のマイクログッチ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23 階

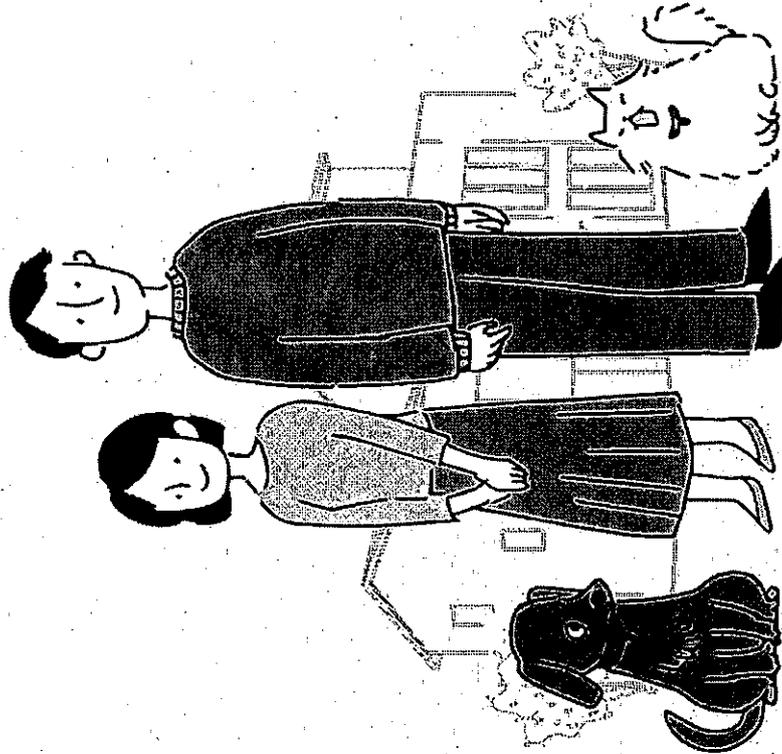


詳しくは
マイクログッチから
の準備サイト
令和4年5月31日まで



詳しくは
マイクログッチから
の準備サイト
令和4年6月1日から
利用できます。

購入した犬や猫の マイクログッチ情報の登録が 義務になります



公益社団法人 広島県獣医師会

公益社団法人 日本獣医師会
いのちみつめる。いのち守る。

犬や猫を家族に迎えたら マイクロチップ情報の変更登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。



原寸大の
マイクロチップ

（マイクロチップとは？）

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具です。電池の交換の必要はありません。
マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字が記録されています。皮下に装着されたマイクロチップの番号は、専用のリーダー（読取器）で読み取ることができます。

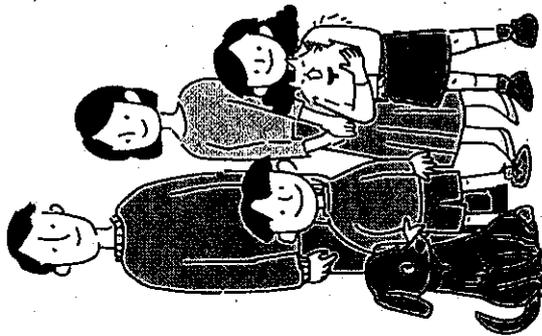
（マイクロチップで 身元を確認できます）

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取ります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主に連絡することができます。

令和4年6月1日以降、 飼い主の方に 行っていただきたいこと

マイクロチップ情報の 変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。
変更登録の手続は、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。



登録証明書を大切に！
登録後に交付される登録証明書は、次回手続の際に必要となりますので大切に保管してください。

◎ 装着による害はないのですか？

日本獣医師会では、これまで20年以上にわたってマイクロチップの登録事業を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績から、副作用による障害は、ほとんど報告されていません。

◎ ペットシヨップ以外から入手した、 又は以前から飼っている犬や猫に 装着の義務はありますか？

義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチップが装着されると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。

◎ 引っ越して住所や電話番号が 変わったら、登録の変更は必要 ですか？

住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。

◎ 既に登録されている犬や猫を譲渡 する場合は、どのようなことに 気をつけたいですか？

登録時にダウンロードした「登録証明書」を犬や猫と一緒に新しい飼い主に渡し、新しい飼い主に変更登録をすよう促してください。

犬や猫の飼い主向けのQ&A

■写真はイメージで実際のものとは異なります。

■何故かリモート会議中の
犬猫たち…しかし
メンバーが一匹足りない



キャットセリフ
おっジョンが

1.5" / 1.5"



いないニヤ

ドックセリフ
迷子だワン

キャットセリフ
あわてるニヤ!

3" / 4.5"

■ホストの猫が浮足立つ皆を
言葉で制する



効果音

キラリン

キャットセリフ
彼は

1" / 5.5"

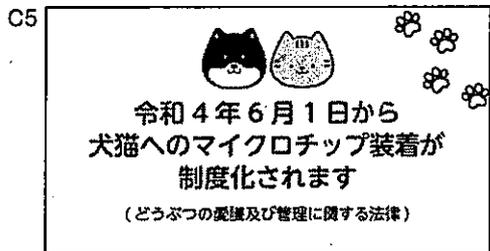
■イラストで
マイクロチップの説明



マイクロチップを
付けてるニヤ。

2" / 7.5"

■視認性を優勢した
告知の文字デザイン



ナレーション

令和4年6月1日から
犬猫へのマイクロチップ装着が
制度化されます

5" / 12.5"

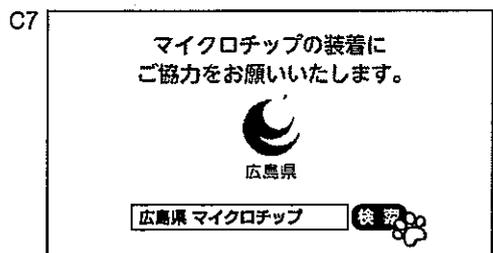
■無事帰宅したジョン



ドックセリフ
助かったワン!

1.5" / 14"

■広島県と検索窓



マイクロチップの装着に
ご協力をお願いいたします。



広島県

広島県 マイクロチップ 検索

1" / 15"

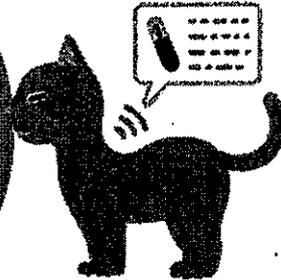
動画でわかる！マイクロチップ

飼い主の皆様にご覧いただきたい基本的な内容
(マイクロチップのメリット、法改正について)

ワンちゃんイベント会議編



大切な家族編



登録方法紹介編



動物病院でマイクロチップを
新しく装着した場合の
登録方法を説明しています。

知るほどニヤるほど！
マイクロチップだワン

装着って痛くないの？
ずっと着けていて害はないの？
飼い主様の不安を解消します！

チラシの配架、動画の配信にご協力頂ける動物病院、ペットショップ等を募集しています。
チラシやDVDの郵送は食品生活衛生課担当者（電話番号：082-513-3103）まで！

広島県動物愛護管理推進協議会の開催時期と頻度の変更について

広島県食品生活衛生課

広島県動物愛護管理推進協議会については、従前は概ね各年度2回程度、開催してきたところですが、平成30年度以降、豪雨災害・新型コロナウイルス感染症への対応等のため、事実上、不定期開催となっていました。今後、次のとおり各年度1回程度の開催とします。

ただし、特に議論が必要な場合は、臨時開催や作業部会設置により適宜、適切に運営していきます。

スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
従前		幹事会	協議会							幹事会	協議会	
今後						環境省事務提要 (統計調査)			幹事会	協議会		

広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第6条に規定する動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画の策定及び変更に関する事項について、必要な意見聴取を行うため、「広島県動物愛護管理推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
- (5) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、広島県健康福祉局食品生活衛生課長（以下「食品生活衛生課長」という。）が招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 食品生活衛生課長は、構成員（学識経験者を除く。）が出席できない場合、代理の出席を認めるものとする。
- 4 食品生活衛生課長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に、協議会の運営について補佐するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる機関等の職員等をもって構成する。
- 3 幹事会は、食品生活衛生課長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

別表

学識経験者（2名）

氏名	役職名
田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授
福田伸治	広島アニマルケア専門学校講師（元中国学園大学・大学院教授）

獣医師会（1名）

公益社団法人広島県獣医師会常務理事

関係業界団体（1名）

広島県ペットショップ連合会会長

動物愛護推進員（1名）

広島県動物愛護推進員連絡会議議長

研究機関（1名）

広島県立総合技術研究所保健環境センター長

地域住民（1名）

一般財団法人広島県環境保健協会地域活動支援センター長

関係行政機関（5名）

食品生活衛生課長
広島県動物愛護センター所長
広島市動物愛護センター所長
呉市動物愛護センター所長
福山市動物愛護センター所長

広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱新旧対照表

新	旧																				
<p>広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和5年1月4日から施行する。</p>	<p>広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>																				
<p>別表</p> <p>学識経験者（2名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 80%;">役 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田丸政男</td> <td>広島都市学園大学 健康科学部教授</td> </tr> <tr> <td>福田伸治</td> <td>広島アニマルケア専門学校講師 (元中国学園大学・大学院教授)</td> </tr> </tbody> </table> <p>獣医師会（1名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公益社団法人広島県獣医師会常務理事</td> </tr> </table> <p>関係業界団体（1名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">広島県ペットショップ連合会会長</td> </tr> </table> <p>動物愛護推進員（1名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">広島県動物愛護推進員連絡会議議長</td> </tr> </table> <p>関係行政機関（5名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">広島市動物愛護センター所長</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	氏名	役 職 名	田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授	福田伸治	広島アニマルケア専門学校講師 (元中国学園大学・大学院教授)	公益社団法人広島県獣医師会常務理事	広島県ペットショップ連合会会長	広島県動物愛護推進員連絡会議議長	広島市動物愛護センター所長	<p>別表</p> <p>学識経験者（2名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 80%;">役 職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田丸政男</td> <td>広島都市学園大学 健康科学部教授</td> </tr> <tr> <td>福田伸治</td> <td>広島アニマルケア専門学校非常勤講師 (元中国学園大学・大学院教授)</td> </tr> </tbody> </table> <p>獣医師会（1名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公益社団法人広島県獣医師会常務理事</td> </tr> </table> <p>関係業界団体（1名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">広島県ペットショップ連合会会長</td> </tr> </table> <p>動物愛護団体（1名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支所長</td> </tr> </table> <p>関係行政機関（5名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">広島市動物管理センター所長</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	氏名	役 職 名	田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授	福田伸治	広島アニマルケア専門学校非常勤講師 (元中国学園大学・大学院教授)	公益社団法人広島県獣医師会常務理事	広島県ペットショップ連合会会長	公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支所長	広島市動物管理センター所長
氏名	役 職 名																				
田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授																				
福田伸治	広島アニマルケア専門学校講師 (元中国学園大学・大学院教授)																				
公益社団法人広島県獣医師会常務理事																					
広島県ペットショップ連合会会長																					
広島県動物愛護推進員連絡会議議長																					
広島市動物愛護センター所長																					
氏名	役 職 名																				
田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授																				
福田伸治	広島アニマルケア専門学校非常勤講師 (元中国学園大学・大学院教授)																				
公益社団法人広島県獣医師会常務理事																					
広島県ペットショップ連合会会長																					
公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支所長																					
広島市動物管理センター所長																					